



——菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち



玉名市 景観計画

——令和5年3月改定 玉名市



目 次

1. 玉名市景観計画の目的と位置付け	1
1-1 目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 熊本県景観計画の変更概要	2
2. 現況	3
2-1 人口と高齢化	3
2-2 歴史	5
2-3 地勢	7
2-4 土地利用現況	8
2-5 文化財	10
3. 景観特性	11
3-1 面的・線的特性	11
3-2 線的・点的特性	13
3-3 景観構造（断面特性）	14
3-4 景観特性（伝統・行事）	15
3-5 景観まちづくり活動	16
3-6 玉名市を代表する景観（玉名らしい景観特性）	19
4. 景観に係る課題整理	21
4-1 景観課題に関する基本的考え方	21
4-2 景観課題	22
5. 景観の将来像と基本方針	23
5-1 景観の将来像	23
5-2 景観形成の基本方針	25
6. 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）	26
7. 景観形成方針	27
7-1 景観形成方針の考え方	27
7-2 景観形成方針の内容	29
8. 玉名市における景観形成	39
8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区	39
8-2 地区区分	40
8-3 地区別の景観形成	41
9. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	82
9-1 景観重要建造物の指定の方針	81
9-2 景観重要樹木の指定の方針	81

10. 屋外広告物に関する基本方針	82
11. アクションプラン（協働の景観づくり）	83
11-1 アクションプランの考え方	83
11-2 アクションプランの内容	84
12. 計画の推進に向けて	90
13. 資料編	91
13-1 関連計画	91
13-2 住民意向	105
13-3 景観づくり交流会	111

1. 玉名市景観計画の目的と位置付け

1-1 目的

玉名市（以下、本市）は、菊池川の恵みをうけ、豊富な水と緩やかに広がる玉名平野を有しています。また、小岱山や熊ノ岳・三ノ岳などの山々、有明海を望む、恵まれた自然資源に加え、古代・中世に築かれた古墳や遺跡、高瀬地区の歴史的なまちなみ等、歴史資源にも恵まれた田園都市です。

九州新幹線の開通や新玉名駅の開業に伴い、新玉名駅周辺をはじめ、さらなる市街地の発展が見込まれるなか、本市では平成 28 年 9 月に玉名市景観計画を策定し、景観に関わる総合的な取組の推進を図ってきました。

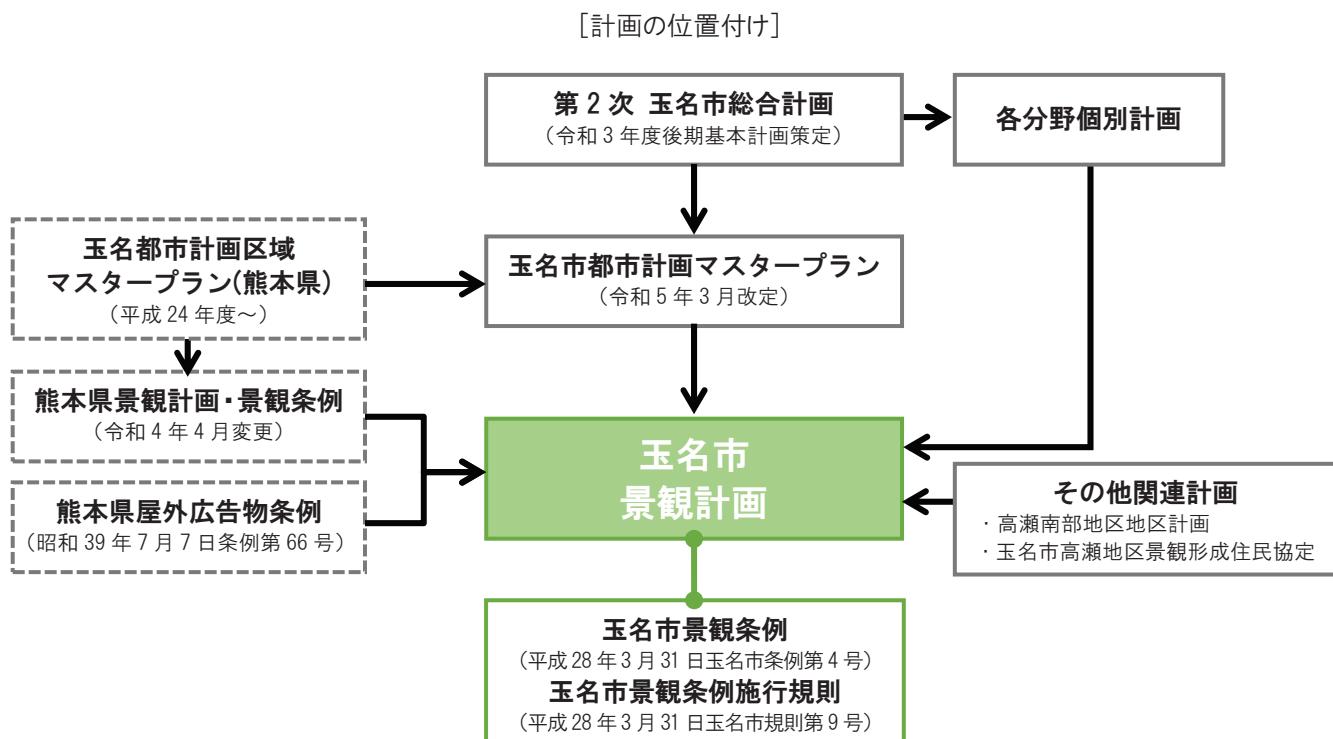
景観計画策定以降に策定された、第 2 次玉名市総合計画後期計画や玉名市都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月改定）、新玉名駅周辺等整備基本計画の上位関連計画に即するとともに、都市計画道路岱明玉名線の開通による都市構造の変化に伴う対応が求められています。また、熊本県景観計画においては、再生可能エネルギー施策の推進に伴う、太陽光発電施設の急速な増加がみられることから、太陽光発電施設を届出対象行為に位置付ける改定を行っています。

このような変化に対応するとともに、自然環境や歴史資源と調和したまちなみ景観の創出による、街なかの賑わいと市民がやすらげる環境の整備に向けて、市全体の景観形成の指針を示し、様々な取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、今回、玉名市景観計画の改定を行います。

※ 熊ノ岳は二ノ岳とも呼ばれます、本計画書では「熊ノ岳」と表記します。

1-2 計画の位置付け

玉名市景観計画は以下のよう位置付けとなっています。



1-3 熊本県景観計画の変更概要

熊本県では、令和4年4月に熊本県景観計画及び景観条例施行規則を変更し、太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置付け、国・県が推進するエネルギー政策と調和のとれた良好な環境形成を目指しています。

計画	熊本県景観計画	
策定	令和4年4月	
基本目標	1. 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる 2. 緑豊かな潤いある快適な景観を創る	
太陽光発電施設に係る変更概要	適用対象の範囲	土地に自立して設置するもの：「工作物」の景観形成基準を適用 ※建築物の屋上・屋根等に設置するもの：「建築物」の景観形成基準を適用
	届出対象行為の規模	<ul style="list-style-type: none">・景観計画区域：高さ（太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差）13m を超えるもの、面積（その敷地の用に供する土地の面積）1,000 m²を超えるもの・景観形成地域、特定施設届出地区：高さ 1.5m を超えるもの、事業区域 100 m²を超えるもの

2. 現況

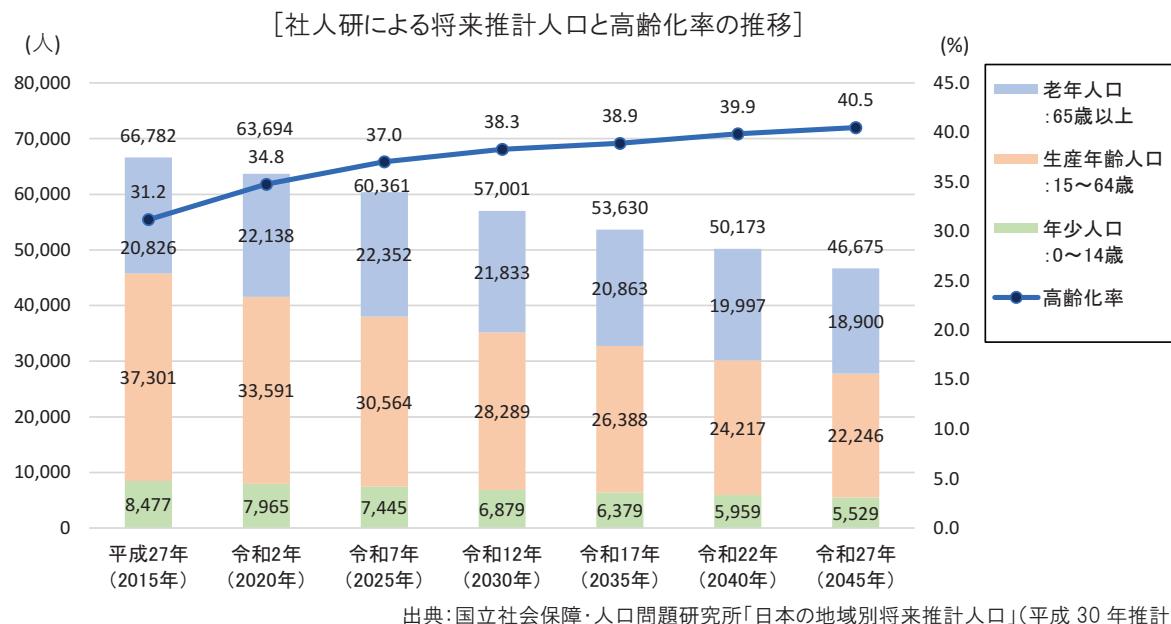
2-1 人口と高齢化

2-1-1 人口と高齢化の状況

① 人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）は、令和 12 年の本市の人口を約 5 万 7 千人、高齢化率を約 4 割と推計しており、この傾向が続ければ、令和 27 年時点の人口は 5 万人を下回ると推計されています。

そのような状況の中、令和 2 年 3 月に発表した「玉名市人口ビジョン」では、今後予測される人口減少に対し、市民の希望・理想が実現した場合の出生率や、熊本県の人口ビジョンにない、社会減を令和 2 年までに半分程度に縮小し、その後は人口移動が均衡することで、令和 12 年に人口規模 6 万人を維持する目標を示しています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 年推計)

[玉名市人口ビジョンによる将来推計人口]

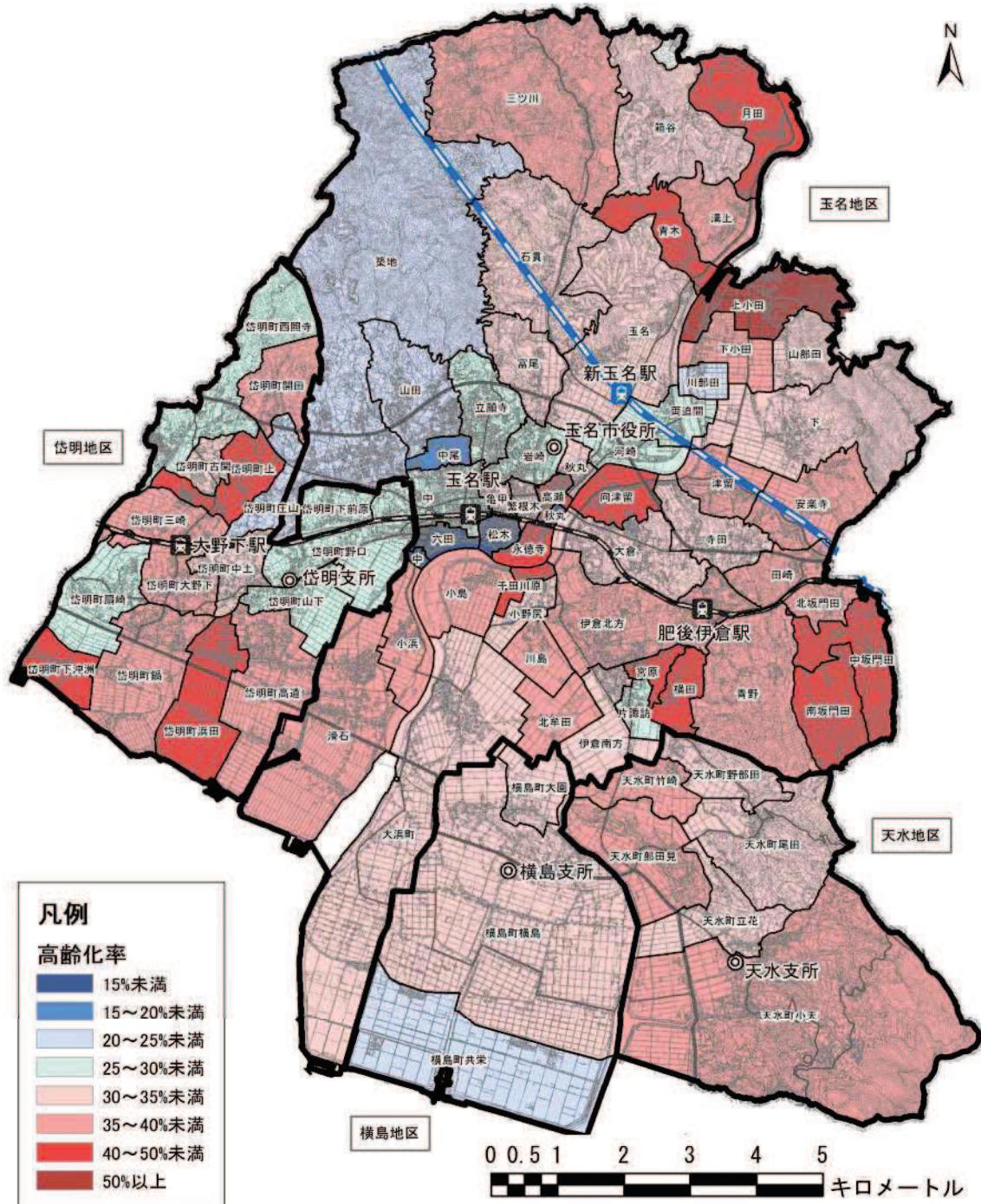


出典：玉名市人口ビジョン(令和 2 年 3 月)：令和 2(2020) 年以降は推計値

②高齢化

高齢化は市の広い範囲で進行し、高齢化率40%を超えている地区もみられます。

[高齢化の状況]



出典:H27年国勢調査

2-2 歴史

2-2-1 玉名市の歴史

① 原始・古代

縄文時代から人々の暮らしの跡を連綿とたどることができます。米作りの技術や金属器が伝わった弥生時代には、斉藤山貝塚から日本最古といわれた鉄斧が出土しています。中期以降には大規模な集落が営まれ、広域での交流を物語る南海産のゴホウラ製貝輪や、青銅製の鏡などの貴重な遺物がみられます。

古墳時代には、玉名平野周辺に有力な前方後円墳が築かれます。阿蘇溶結凝灰岩製の石棺は瀬戸内海から近畿地方まで運ばれ、この地域がヤマトの王権にとっても重要な地であったことを示しています。後期には、大坊古墳、永安寺東古墳・西古墳、石貫ナギノ横穴群や石貫穴観音横穴など色鮮やかな装飾古墳が盛んに造られます。

国のかたちが整えられた奈良時代には、玉名平野を中心に方形の土地区画である条里制が広がります。立願寺周辺は、古代玉名郡の中心地であった郡倉、郡家、郡寺の推定地があります。また、小岱山麓一帯では、六反製鉄跡にみられるように砂鉄を使った製鉄が盛んに行われます。玉名平野の稻作に加え経済的な基盤となっていたことが考えられ、菊池川の河口は海上交通の拠点となっていました。

② 中世

武士が活躍した鎌倉から室町時代には、菊池氏が高瀬の港を軍事、貿易の根拠地としました。一族の高瀬氏が保田木城を築いたとされ、高瀬の町が形づくられていきます。菊池川では中国製の焼物が大量に見つかっており、国際貿易港としての名残です。中国商人や高僧の往来などもあり、寿福寺を始めとする高瀬五山や、伊倉五山のほか、様々な宗派の寺院が建立されて仏教文化が花開きます。

戦国時代になると、高瀬はキリストン大名大友氏の支配下に入ります。ルイス・フロイスなど多くの宣教師が立ち寄り、布教活動と共に貿易にも関わっていたので、港としての高瀬、伊倉は重要な地域でした。その後、江戸時代の初めにかけての、キリストン墓碑や、中国商人達の墓などが残されています。

③ 近世

豊臣秀吉の天下統一後、加藤清正が入国しました。菊池川の掘り換えを行うなど、多くの事業を行ったとされていますが、二代で改易になり、細川氏が入国します。

高瀬は重要な港として、御蔵や御茶屋が整備されます。天保年間には藩内最高の25万俵を扱っており、大坂へ廻送された高瀬米は、堂島の米相場を左右したと言われています。高瀬の町は熊本藩五か町の一つとして町奉行が置かれ、商業などの特権を与えられて、大坂や瀬戸内方面と盛んに商取引を行っていました。廻船問屋町の大浜も商業活動が活発となり繁栄します。

④ 近・現代

明治10年の西南戦争では戦場になり、高瀬御蔵、御茶屋など主要な施設も焼失し、港としての機能は大幅に失われました。明治24年には九州鉄道が開通し、流通手段は水運から鉄道へと移行します。

新しい産業として、米作と並んで盛んになったのが蚕糸業です。大正時代に入ると機械製糸が導入され、基幹産業として発展しました。また、明治34年には大浜町で早野義章により海苔の養殖が導入され、今日も盛んな有明海の海苔養殖へとつながります。

戦後の復興期を経て、自動車交通の発達とともに、国道208号、501号が整備され、交通の要衝としても栄えてきました。交通の利便性や豊富な人材を背景に、伝統の海苔加工を始め、近年は自動車関連などの工

業生産も盛んです。また、玉名温泉、小天温泉など良質な温泉にも恵まれ、多くの史跡とともに観光資源となっています。農業生産では、広大な干拓地での従来からの米作に加え、イチゴやトマトなどの生産が、また金峰山系西麓の丘陵地帯では、柑橘類の生産が盛んです。

平成 17 年 10 月には、玉名市と岱明、横島、天水 3 町の合併で新玉名市が誕生しました。平成 23 年には九州新幹線の開通により新玉名駅が開業し、菊池川の恵みとともに栄えた本市は、熊本県北の拠点都市として現在に至ります。

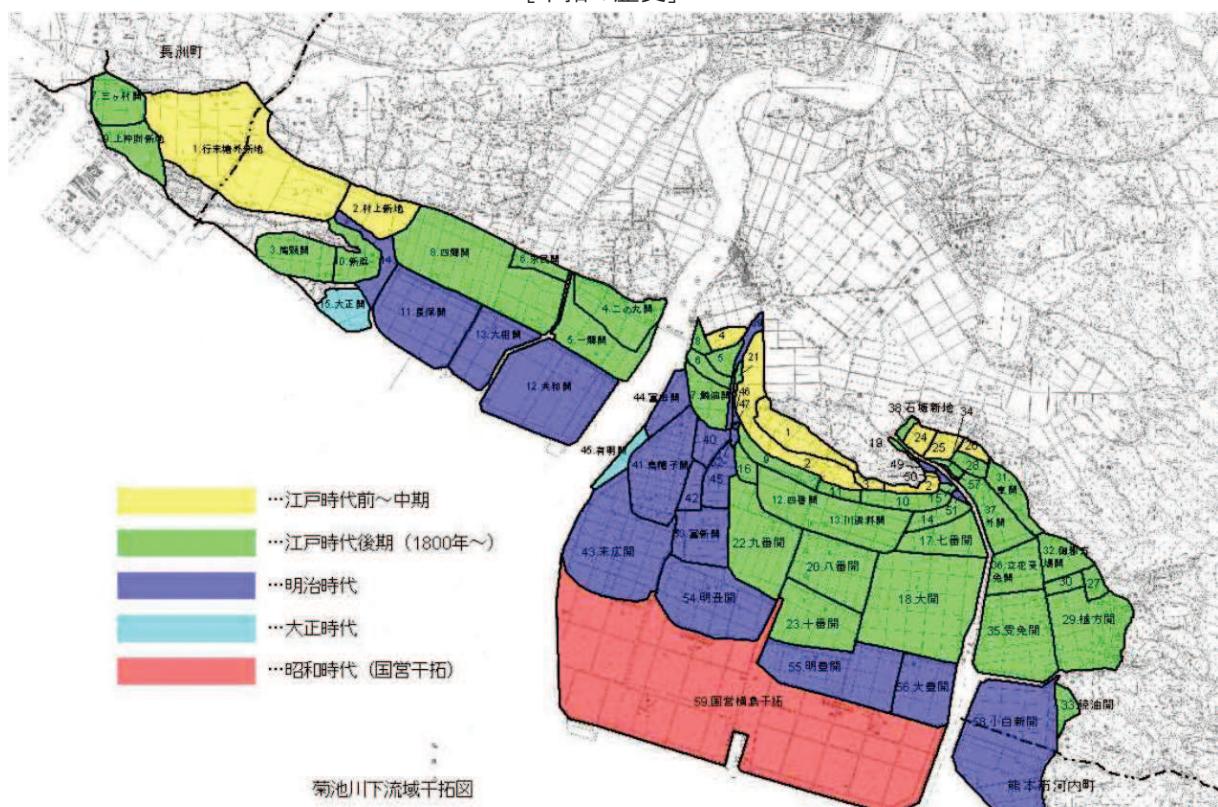
2-2-2 干拓の歴史

菊池川が運んだ土砂は有明海に広大な干潟を生み出し、大きな干満の差を利用して干拓が行われてきました。江戸時代から昭和に至る間に、75 か所の干拓地が拓かれました。文化年間以降は特に盛んに行われ、横島で細川藩家老の有吉家が中心となって大規模に事業を行ったほか、有明海沿岸で多くの耕地が拓かれました。

明治 20 年から 30 年代には地元の大土地主共同による、比較的大規模な干拓事業が進みました。大浜町の末広開、横島町の明丑・明豊・大豊開が相次いで開かれており、5.2km に及ぶ堤防と樋門が国指定重要文化財旧玉名干拓施設として残されています。昭和 42 年の国営横島干拓完成まで、第一線堤防として高潮被害からの復旧と補強を繰返し、豊かな実りを支えてきました。土木技術の面からは優れた建造物として、また豊かな農地を含めて重要な文化的景観として注目されています。



[干拓の歴史]



出典：玉名市の干拓遺産

2-3 地勢

本市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約 17km、東西は約 14.5km、市域の面積は約 152km²です。

菊池川は、流域の大地をうるおし、豊かな文化を育んできた「人々の生活を支えてきた恵みの川」であり、本市は、菊池川の恩恵を受けて繁栄してきました。菊池川が運んだ土砂による有明海の広大な干潟は、豊かな生態系を育み、海苔やアサリなどの水産業が盛んに行われています。

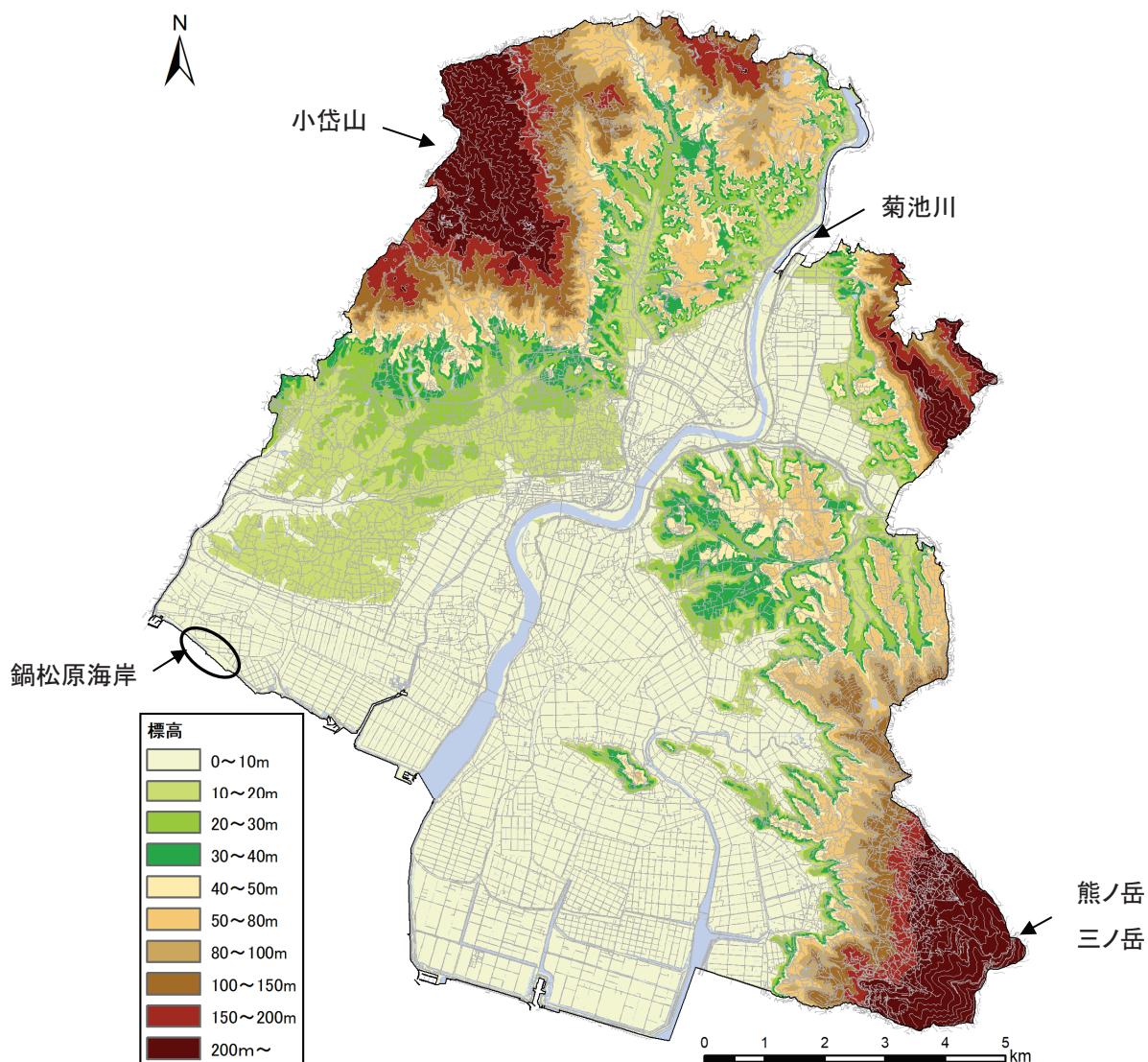
菊池川と市の中心部を挟んだ北側には、小岱山系の山々と麓の丘陵地帯の濃い緑が見られます。また、市南東部の天水地区では金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳がそびえ、その西麓にはなだらかな丘陵地帯が広がっており、柑橘類の栽培が盛んです。

広大な干拓地は豊かな穀倉地帯であり、本市の主な作物である米、麦を中心に、イチゴ、トマトなどの施設園芸が行われています。

小岱山の麓には 1300 余年の歴史と泉質の優秀さを誇る玉名温泉を有しています。また、市の南部、有明海を望むみかん園の裾野にある小天温泉は、夏目漱石の名作「草枕」の舞台としても知られています。

海辺には美しい自然が続く、鍋松原海岸があります。

[玉名市の地形(標高)]



出典:基盤地図情報数値標高モデル(10m メッシュ)(標高)

2-4 土地利用現況

本市の土地利用現況は、田と畠で市域面積の約4割を占め、自然的土地利用面積は市域の約8割を占めています。

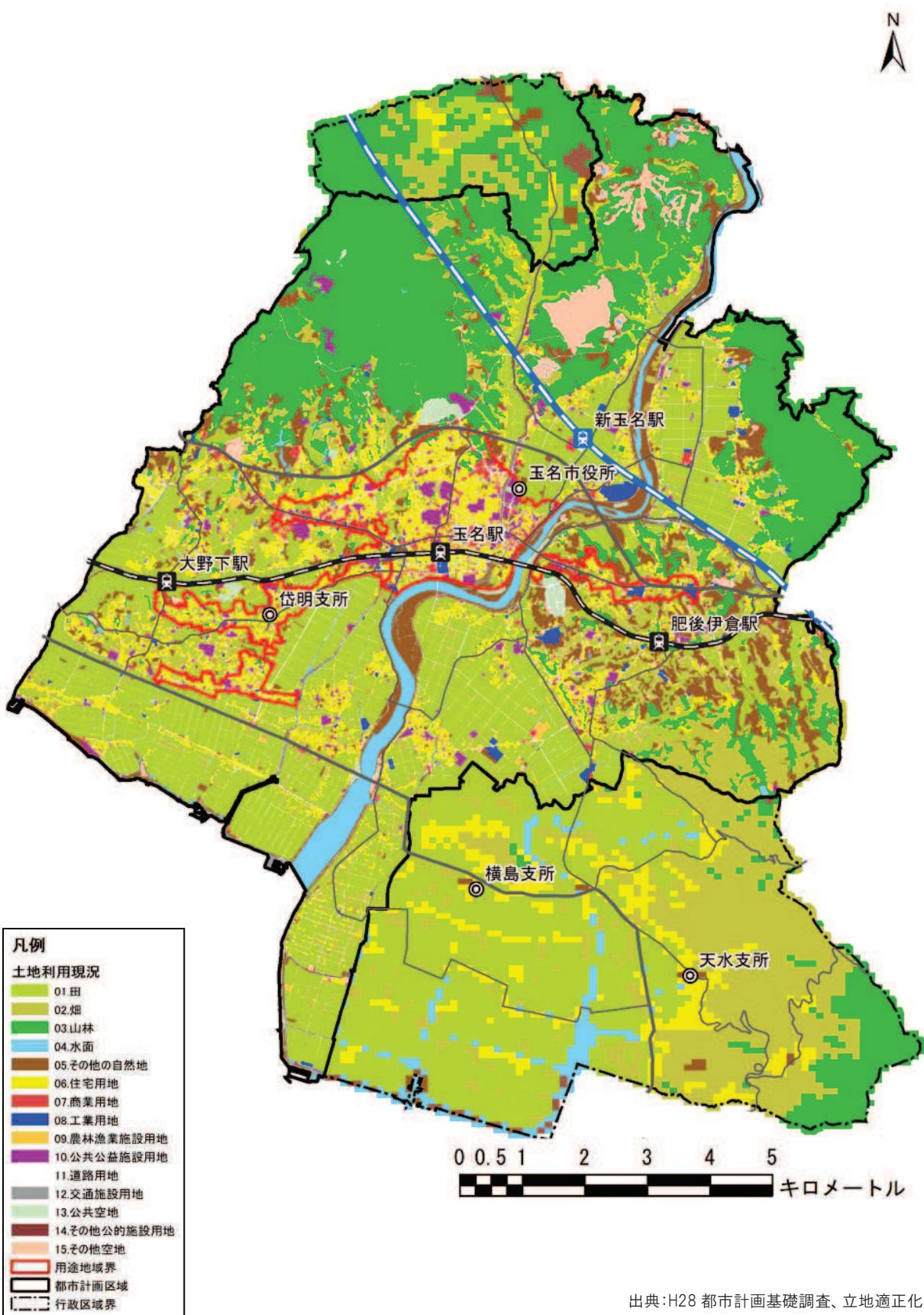
[玉名市の土地利用現況]

			都市計画区域					
			用途地域		用途白地地域		計	
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
自然的 土地 利用	農地	田	47.0	5.5%	2,905.3	29.9%	2,952.3	27.9%
		畠	76.6	9.0%	1,085.9	11.2%	1,162.5	11.0%
		小計	123.6	14.5%	3,991.2	41.1%	4,114.8	38.9%
	山林	山林	19.5	2.3%	2,410.3	24.8%	2,429.8	23.0%
		水面	7.5	0.9%	307.4	3.2%	314.9	3.0%
		その他の自然地	58.6	6.9%	1,079.6	11.1%	1138.2	10.8%
	小計		209.2	24.6%	7,788.5	80.2%	7,997.7	75.7%
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	322.7	37.8%	749.6	7.7%	1072.3	10.2%
		商業用地	82.6	9.7%	68.6	0.7%	151.2	1.4%
		工業用地	17.5	2.0%	59.7	0.6%	77.2	0.7%
		小計	422.8	49.5%	877.9	9.0%	1300.7	12.3%
	農林漁業施設用地	農林漁業施設用地	2.0	0.2%	35.0	0.4%	37.0	0.4%
		公共公益施設用地	78.6	9.2%	123.1	1.3%	201.7	1.9%
		道路用地	106.7	12.5%	556.9	5.7%	663.6	6.3%
	交通施設用地	交通施設用地	6.3	0.7%	30.6	0.3%	36.9	0.3%
		公共空地	5.8	0.7%	64.2	0.7%	70.0	0.7%
	その他の公的施設用地		0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	その他の空地		22.6	2.6%	230.8	2.4%	253.4	2.4%
	小計		644.8	75.4%	1,918.5	19.8%	2,563.3	24.3%
合計			854.0	100.0%	9,707.0	100.0%	10,561.0	100.0%

※都市計画区域外については対象外

[出典：H28年都市計画基礎調査]

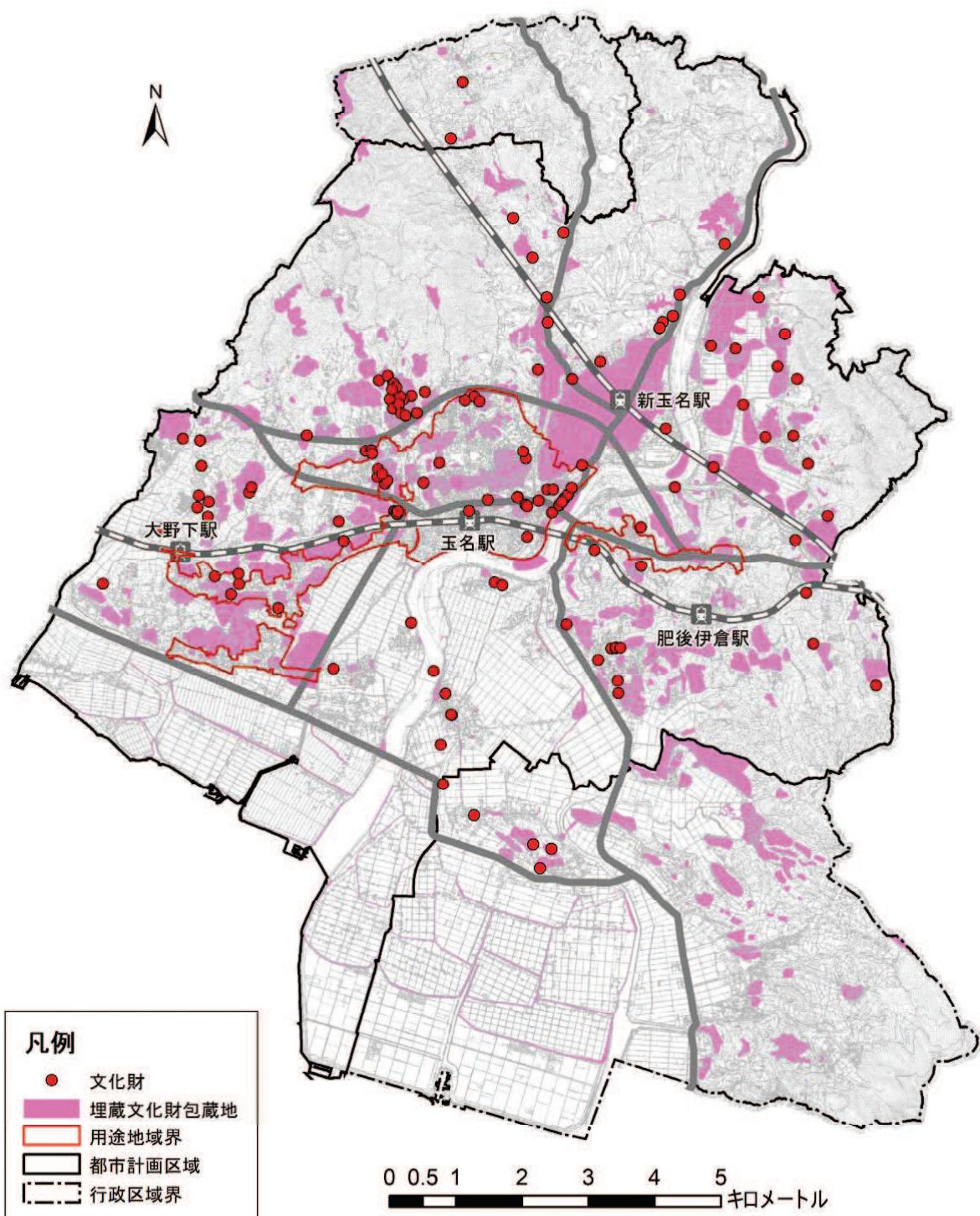
[土地利用現況図]



2-5 文化財

本市の文化財指定状況は、指定・登録併せて 161 件(R4.11 現在)となっています。その内訳は、国指定文化財 10 件(旧玉名干拓施設、大坊古墳など)、国登録記念物 1 件(菊池川堤防のハゼ並木)、国登録文化財 7 件(梅林天満宮、熊本県立玉名高等学校本館など)、県指定文化財 14 件(高瀬目鏡橋、経塚・大塚古墳群など)、市指定文化財 82 件(伝左山古墳、慶専寺宝塔群など)、市登録・選択文化財 47 件(玉名郡倉跡、石塘附石塘樋門など)と内容は自然や干拓遺産をはじめ歴史的文化財など多岐にわたっています。

[文化財位置図]



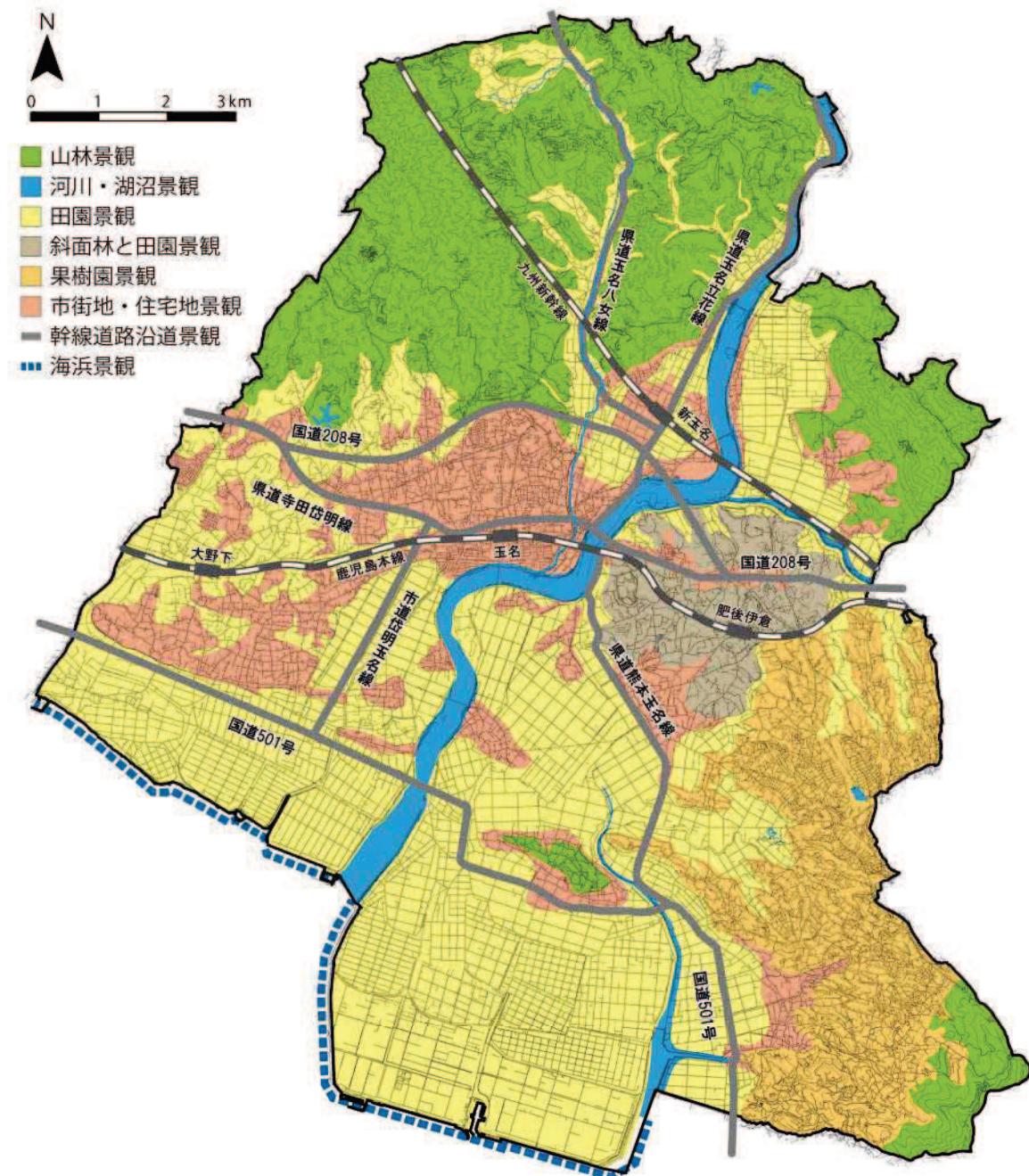
出典:熊本県遺跡地図

3. 景観特性

3-1 面的・線的特性

本市の成り立ちや土地利用現況、現地の状況を踏まえると、山林景観、河川・湖沼景観、田園景観、斜面林と田園景観、果樹園景観、市街地・住宅地景観、幹線道路沿道景観、海浜景観に分類することができます。

[景観特性図]



山林景観	小岱山や熊ノ岳・三ノ岳などの山々による緑豊かな景観が見られます。	  
河川 湖沼景観	菊池川をはじめ、高瀬裏川、繁根木川などの河川、尾田の丸池などの湖沼景観が見られます。	  
田園景観	広大な田園、干拓地が広がり、美しい農地景観が広がっています。	  
斜面林と 田園景観	斜面林に囲まれた田園景観が広がっています。	  
果樹園 景観	熊ノ岳・三ノ岳などの山々を中心にみかん畠が広がり、石垣が特徴的な景観となっています。	  
市街地 住宅地景観	高瀬のまちなみや住宅地、新玉名駅の新たな市街地がつくられています。	  
幹線道路 沿道景観	街なかでは、多彩な看板が設置されています。沿道には緑や花が植えられている所もあります。	  
海浜景観	有明海の干潟や美しい白浜の海岸、漁港等の景観が見られます。	  

3-2 線的・点の特性

3-2-1 景觀資源

本市は、菊池川のハゼ並木や有明海、広大な田園やみかん畑などの農業景観、蛇ヶ谷公園などの多様で豊かな景観を有しています。

また、古墳や寺院、石碑などの歴史的資源が各地に残されており、特に山林部、高瀬裏川周辺に分布しています。

小岱山と実山展望公園、山の上展望公園、桃田運動公園は代表的な視点場であり、玉名平野や干拓地の雄大な景観を望むことができます。

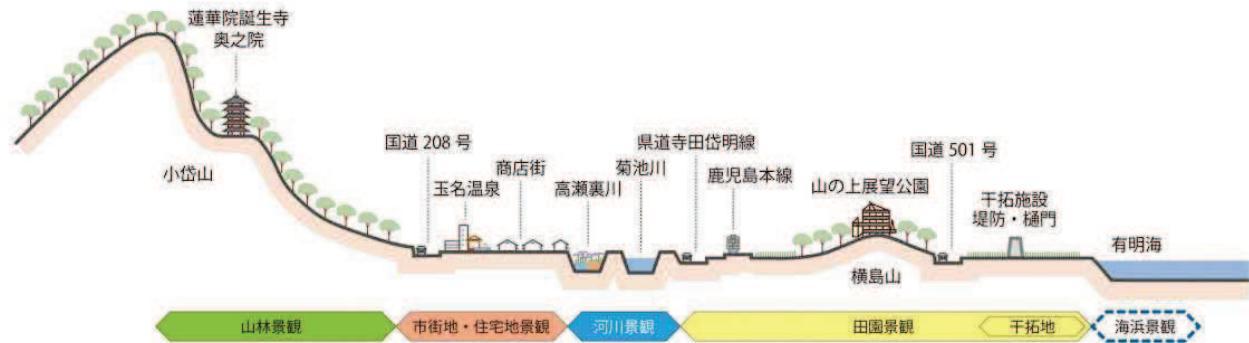
[景観資源図]



3-3 景観構造（断面特性）

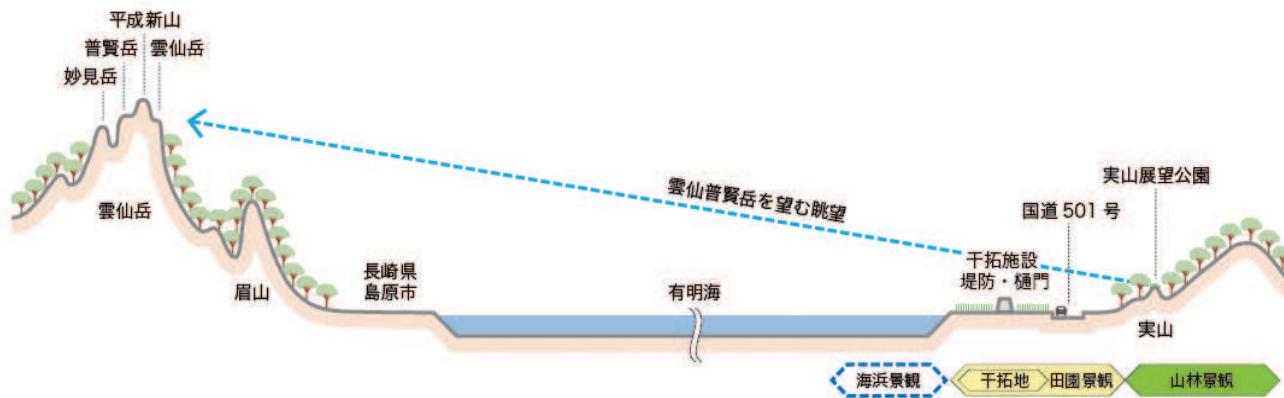
3-3-1 断面①

小岱山から有明海の断面構造を見ると、山林景観、市街地・住宅地景観、河川景観、田園景観、干拓地、海浜景観となっており、多様な景観がつくられています。



3-3-2 断面②

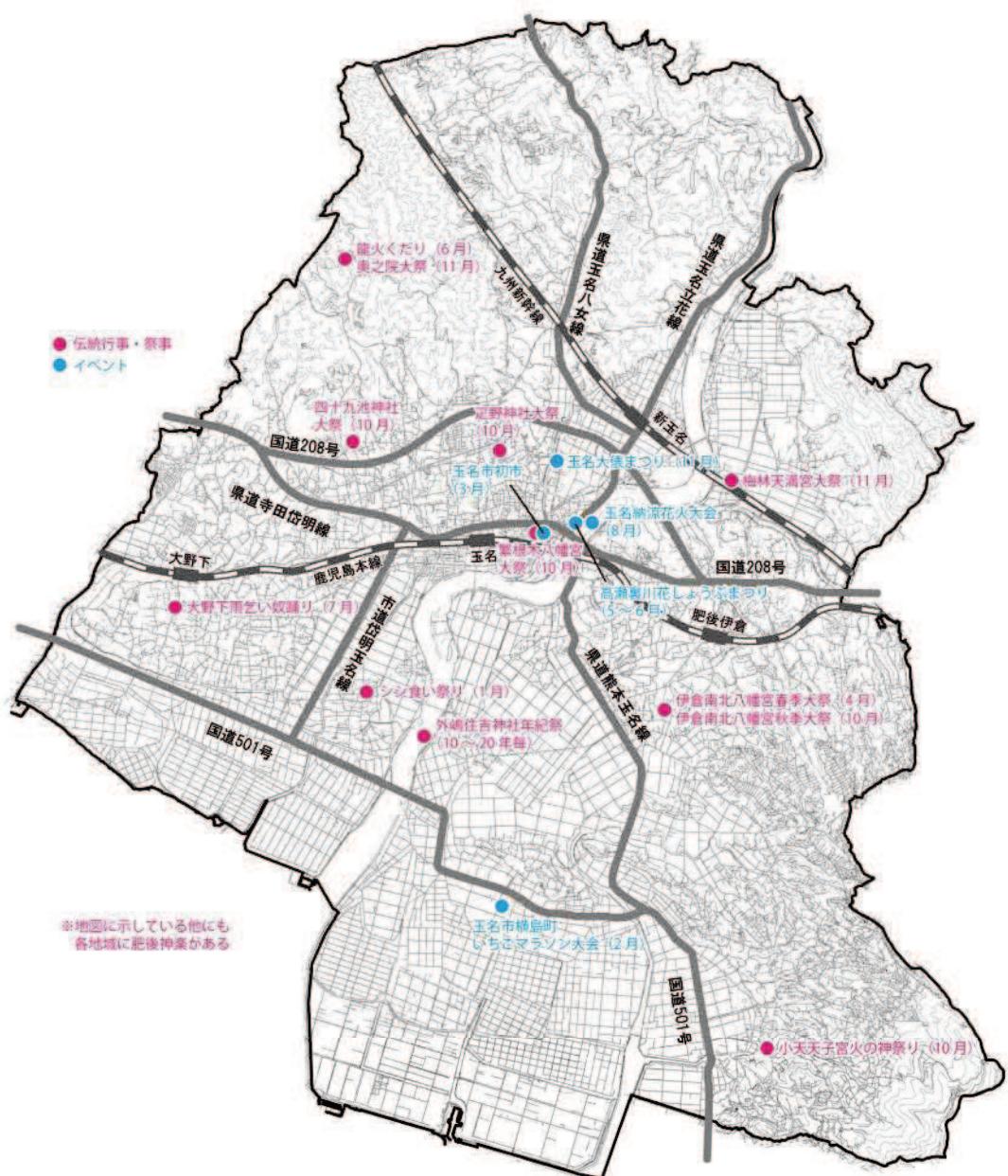
実山展望公園からは、干拓施設を含む美しい田園景観が眼下に見え、その先には有明海が広がり、遠景には雲仙普賢岳を望むことができます。このような壮大な景観を望むことができる代表的な眺望点となっています。



3-4 景観特性（伝統・行事）

本市のまつり・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。

[伝統行事・祭事・イベント開催地]



高瀬裏川花しょうぶまつり



玉名大俵まつり



小天天子宮火の神祭り



3-5 景観まちづくり活動

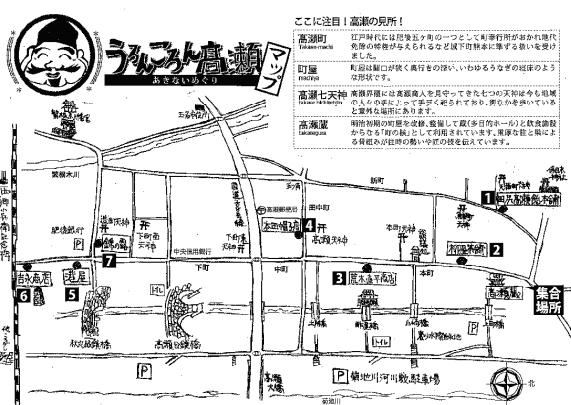
市内では、景観に関するまちづくり活動が行われています。これらの活動は市民の身近な所から良好な景観を生み出すことができ、景観づくりの大きな力となっています。

市では、これらの景観まちづくりを進めるために平成28年度から景観計画に基づくアクションプランを定め、住民組織、行政、それぞれが協力しながら、数多くの取組を進めています。

〈これまでの取組例〉

- 関わる、感じるにつなげるアクションプラン
(景観美化活動の推進、魅力的な景観イベントの実施 など)
- 守る、育むにつなげるアクションプラン
(地産地消の推進、景観重要建造物・景観重要樹木の選定 など)
- 住みたくなる、歩きたくなるにつなげるアクションプラン
(歴史的な景観・まちなみの修景、景観・歴史を楽しめる景観散策ルートの整備 など)
- 訪れる・語ることができるにつなげるアクションプラン
(景観資源・景観まちづくり等の情報発信、学校教育における歴史・景観教育 など)

[まちづくり活動団体(一例)]

	
修景前	
高瀬地区修景事業 (高瀬まちづくり協議会)	
	
うろんころん高瀬 (高瀬まちづくり協議会)	高瀬まちとみちを考える集い (高瀬まちづくり協議会)



干拓堤防の清掃
(玉名市横島町文化財保存顕彰会)



サテライト研究室
(崇城大学秋元研究室)



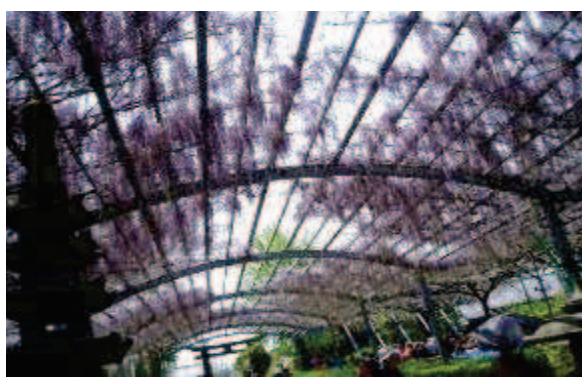
天水ウォーキング
(天水・草枕の里観光協議会)



花いっぱい運動
(八嘉校区まちづくり委員会)



築山校区の花づくり
(築山校区まちづくり委員会)



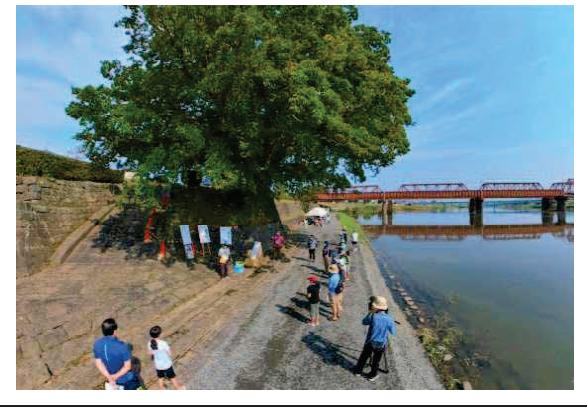
藤の里事業
(築山校区まちづくり委員会)



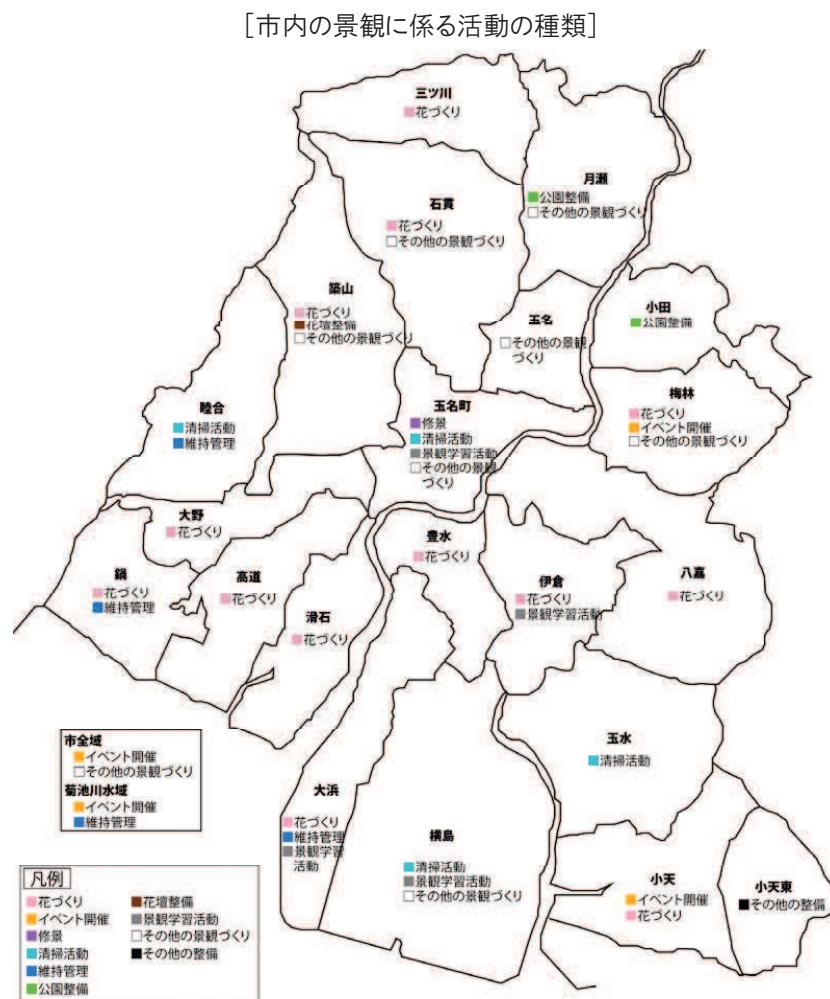
ホタルの里 日嶽清掃活動
(睦合校区まちづくり委員会)



肥後伊倉駅前の花づくり
(伊倉校区まちづくり委員会)

	
<p>菊池川ハゼ並木清掃保全活動 (玉名町校区まちづくり委員会)</p>	<p>金栗瀬戸口公園 (金栗四三ゆかりの地保存会)</p>
	
<p>松原の清掃、小学生の学習活動 (大浜町の歴史と文化を伝承する会)</p>	<p>田んぼアート (『たまな稻！田んぼアート』プロジェクト実行委員会)</p>
	
<p>水辺・史跡の保全・活用 (菊池川おおかわの会)</p>	<p>河川緑地の維持管理 (NPO 法人 菊池川水域のやさしい自然と豊かな心を育むつくしの会)</p>
	
<p>玉名かるたの活用・展開 (市民、市)</p>	

本市では、多くの地区で花づくり活動が行われております。各地区で多彩な活動が実施されています。しかし、まちづくり活動の構成員の高齢化が共通の課題となっています。



3-6 玉名市を代表する景観（玉名らしい景観特性）

本市には、数多くの景観資源が立地しています。その中でも、本市を代表する景観をまとめると以下のようにになります。

自然景観		
玉名市にあらゆる恵みを与えてきた 菊池川の景観	小岱山系や金峰山系が育む 緑豊かな山林景観	美しい有明海と 鍋松原海岸の海浜景観
本市を貫く雄大な菊池川の景観は特徴的です。	小岱山や金峰山は地域のシンボルであり、豊かな山林景観が育まれています。	白浜海岸と松原、広大な干潟を有する有明海が美しい海浜景観を見せています。

生業景観		
雄大な農地が広がる 美しい田園景観	約400年もの長い年月をかけて 築造された干拓地の文化的景観	丘陵地帯の特性を生かした 石積みのみかん畑の景観
		
広大な農地が広がる田園景観は、四季を通じて美しい姿を見せています。	先人たちの努力や歴史を感じる干拓施設と干拓地が調和した姿は希有な景観となっています。	広大なみかん畑と石垣が調和した特徴的な景観がつくられています。

市街地景観		
商人のまちとして栄えてきた 商店街と高瀬裏川の景観	1300余年の歴史を持つ玉名温泉と 温泉街のまちなみ景観	新しい市街地形成が期待される 新玉名駅の周辺景観
		
高瀬のまちなみや石垣と石橋、花しょうぶが織りなす特徴的な景観がつくられています。	玉名温泉の歴史を伝える温泉街のまちなみは、独特の景観を見せています。	新しい顔としての整備が期待される新市街地の景観となっています。

眺望景観	伝統行事・祭事景観
稜線が美しい山並みを望む 玉名平野からの眺望景観	玉名平野を眼下に、 遠景の雲仙普賢岳を望む 絶景の眺望景観



小岱山や金峰山の稜線が、美しい眺望景観を見せています。



眼下に広がる玉名平野やみかん畑、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻な景観を見せています。



伝統的な行事や祭は、本市ならではの非日常的な景観を見せています。

4. 景観に係る課題整理

前記2~3の現況や景観特性を踏まえ、本市の景観に係る課題を以下に整理します。

4-1 景観課題に関する基本的考え方

景観は、人々の生活や経済活動、自然活動等の「営み」により形づくられ、私たちの目に見えています。この「人・自然の営み」が本市の歴史や文化をつくり、玉名市らしさを表す景観要素となっています。

その営みから形づくられた景観要素は、地域の宝として守られてきた自然やまちなみ、遺跡等もあれば、景観を阻害する要因となっている場合もあり、2つの性格を有しています。

その中で、本市には、人・自然の営みによってつくられた魅力的な景観資源がたくさんあります。

しかし、市民や来訪者にその良さが効果的に見せられておらず、魅力を伝えきれていない状況があります。こうした状況は、市民や来訪者に景観への興味が深まりにくくなり、関心・問題意識の醸成が十分に図られなくなってしまいます。

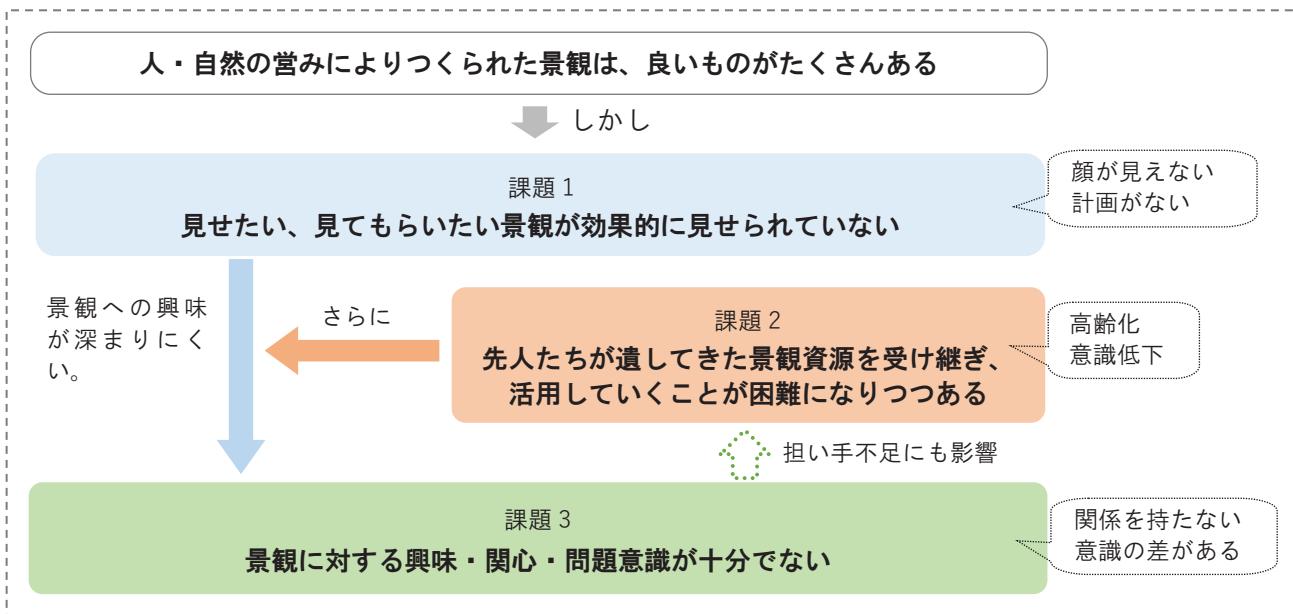
さらに、景観への意識が薄れると、先人たちが遺してきた景観資源がなくなってしまったり、後世に受け継ぐことができなくなってしまったりと、本市の魅力低下につながってしまいます。

このような状況を踏まえ、見せたい景観を的確に見せる「戦略的に見せる仕掛け」、景観形成には人の活動が不可欠であることから、「景観づくりの担い手確保」が重要となります。

さらに、人の営みにより景観が形づくられるため、人々の景観に対する意識が高いほど、景観に関する気配りができ、良好な景観形成を図ることができることから、市民の「景観意識を高める」ことが必要となります。これは、景観形成にあたって本質となる課題です。

これらを本市の景観に係る課題として整理し、良好な景観形成に向けて対応していきます。

[景観課題の関連図]



4-2 景観課題

4-1 景観課題に関する基本的考え方の課題内容について、以下に整理します。

課題 1 見せたい、見てもらいたい景観が効果的に見せられていない

本市には、小岱山や菊池川、干拓地、みかん畠、鍋松原海岸、高瀬のまちなみ等、多様で良質な景観資源を有しています。個々の資源は魅力があるものの、景観資源付近のイメージにそぐわない広告がつくられたり、まちなみの連続性を欠いたりなど、景観資源を含めた空間の見せ方（演出）が十分でなく、景観としての魅力が高いとは言い難い状況があります。また、良い資源が多くあるからこそ、見せたい景観を絞り込んでおらず、まちの顔が見えないという状況もあります。

そのため、今後の景観づくりにあたっては、本市が「見せたい、見てもらいたい景観」に焦点を絞り、玉名らしさを感じる景観を見せる戦略や仕掛けが必要です。

課題 2 先人たちが遺してきた景観資源を受け継ぎ、活用していくことが困難になりつつある

景観は、突然できあがったものではなく、先人たちの努力により長い年月を経て現在の景観がつくられています。こうした景観は、市民・事業者をはじめ、景観に関わるまちづくり団体や農家等の活躍が不可欠となっています。

しかし、人口減少や少子高齢化の影響を受け、活動を休止したまちづくり団体や農家数の減少による耕作放棄地が増えるなど、景観資源の維持だけでなく、まちづくり活動や農業等の生業が困難になりつつあります。

さらに、魅力的な歴史的資源や文化遺産が各地に残されているものの、十分に生かされておらず、なじみの景観が少なくなっているなど、景観資源を失いかねない問題も抱えています。

これらのことから、先人たちがつくりあげてきた景観を守り、活用していく担い手の確保が必要です。

課題 3 景観に対する興味・関心・問題意識が十分でない

景観は、市民の日常の生活や経済活動の積み重ねにより形づくられています。その中で、自然やまちなみから目立つ高彩度の色彩の建築物や工作物、乱立する屋外広告物などにより、良好な景観を損ねていることがあります。一人ひとりの行為が景観づくりにつながっているという当事者意識や問題意識が十分でない状況があります。

良好な景観形成の実現には、「良い景観をつくろう」とする景観に対する関心や「景観は市民の財産である」という意識を高めることが極めて重要です。意識を高めるためには、本市の景観資源やその良さを広く浸透させることができます。さらに、景観に関する意義や大切さ、知識等を普及させ、主体的で能動的な意識の高揚を図ることが必要です。

5. 景観の将来像と基本方針

5-1 景観の将来像

本市の景観特性と課題を踏まえ、景観まちづくりを進めるにあたって、「景観の将来像」を掲げます。

菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち

本市は、菊池川の恵みを受けた商業や農業、水運、玉名温泉、干拓、山の資源や丘陵を生かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みを受けて発展してきました。こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく『味わい深い』魅力があり、落ち着いた景観がつくられています。これが本市の特徴・らしさとなっており、今後も大切にしていくことが重要です。

こうした景観は、先人たちの活躍によりつくり守られ、“玉名市の景観”として目に映っています。私たちが、これを本市の宝として受け継ぎ、市民にとっても、来訪者にとっても心地良い景観として未来に伝えることは使命であり責任です。

この受け継いだ宝“玉名市の景観”的価値を高め、未来へつなぐためには、みんなが景観について興味や関心、問題意識を持って景観を『育て』、わたしたちが自信を持って、玉名の景観を『語る』ことがとても大切です。このような考え方により、『菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち』を景観の将来像として掲げます。

ビジョンの実現にあたっては、まず、景観に興味・関心・意欲のある市民や団体が景観まちづくりを率先して行い、市民を巻き込むきっかけをつくります。

市民一人ひとりが景観について関わりを持つことで、玉名の景観を感じ、意識することが、守り育むための行動・活動につながります。

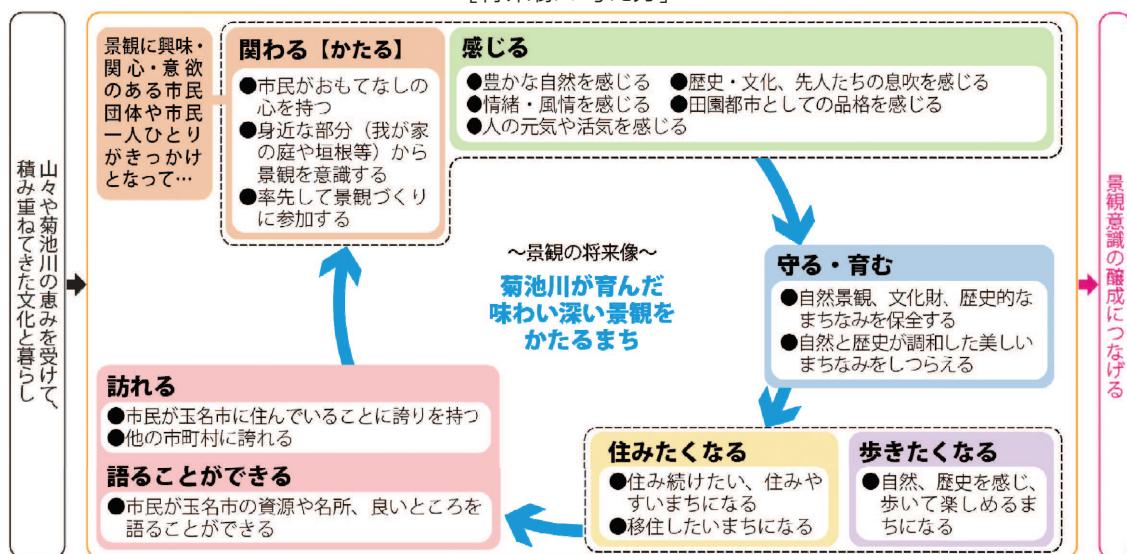
こうした活動が行われることで良い景観が育まれ、住みたくなる、歩きたくなる魅力的なまちがつくられます。

魅力が高まることで、市民が誇れるまちとなり、自信をもって「玉名の景観」を語ることができる市民が増えています。これにより、景観に興味・関心・意欲のある市民や将来を担う子どもたちが増えることとなります。

また、「かたる」という言葉には、「語る」の意味のほか、熊本弁の仲間に加わるという意味も込めています。

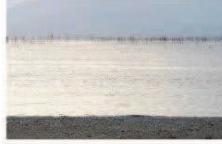
これら一連の取組が循環し積み重なることで、『菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち』が実現し、景観意識の醸成につながります。

[将来像の考え方]



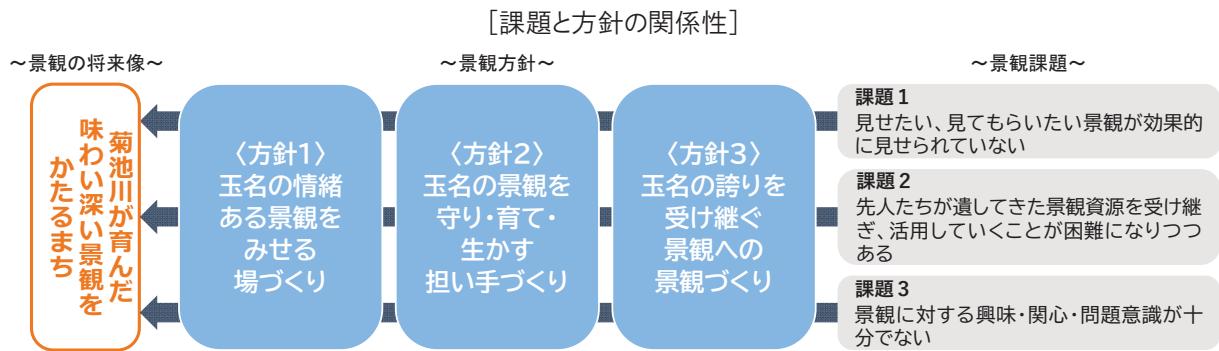
[味わい深い玉名の景観(代表的な景観)]

本市では、下表の景観が各地で見られます。これらは、本市で生まれ、積み重なり、豊かな深みが表れた、味わい深い景観となっています。その景観を構成する要素は、守り継ぐべき重要なものとして、国や県、市により文化財として指定・登録されているものを含め、長い歴史の中で守り伝えられてきた文化的な財産が、人々の暮らしに溶け込んでいるものと言えます。

		人文的			
		信仰	農林水産	商工	その他
自然的	海		 		
	川		 	 	
	平野	 	 	 	 
	山	 	  		 

5-2 景観形成の基本方針

本市の景観に係る課題に対応し、将来像を実現するために、以下の景観まちづくりの基本方針を掲げます。



方針 1 玉名の情緒ある景観をみせる場づくり

- ❖ 効果的な景観づくりのためには、今ある景観資源を磨き、手入れをして、よりよく“魅せる”工夫が重要となります。玉名らしいすばらしい景観を魅せるために、景観資源が持つ特長や独自性、歴史性、文化性を捉えた“情緒ある”演出を行います。
- ❖ 効果的に景観を魅せるためには、“ある視点場に立って、見たい対象が見えやすい状況にある”ことが大切であるため、本市の良い景観を望むことができる視点場や眺望点の掘り起こしと設定を行います。さらに、建築物や工作物、屋外広告物、遺跡等、景観資源そのものを磨き上げ、周辺の雰囲気づくりなどと合わせ、しつらえを整えます。この考え方のもと、地域住民が「心地良い」と思い、来訪者に「行きたい」と感じてもらえる戦略的な景観づくりを図ります。

方針 2 玉名の景観を守り・育て・生かす担い手づくり

- ❖ 現在の景観は、先人たちの努力により長い年月を経て形作られています。これは、本市の宝・誇りであり、他にはない「玉名らしさ」を表現する資源です。この資源を守り、育て、生かしながら、景観形成を進めていくことが大切です。
- ❖ こうした景観資源の継承や良好な景観形成には、市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組まれている個人・団体が担い手となり、その活動を行政がサポートしながら進めていくことが効果的です。脈々と受け継がれてきたこれらの景観を後世に残し、良好な景観形成を進めていくため、特に、景観まちづくりに携わっている人材と連携を強化・支援しながら、担い手の裾野を広げ、育てる取り組みを進めます。

方針 3 玉名の誇りを受け継ぐ景観への意識づくり

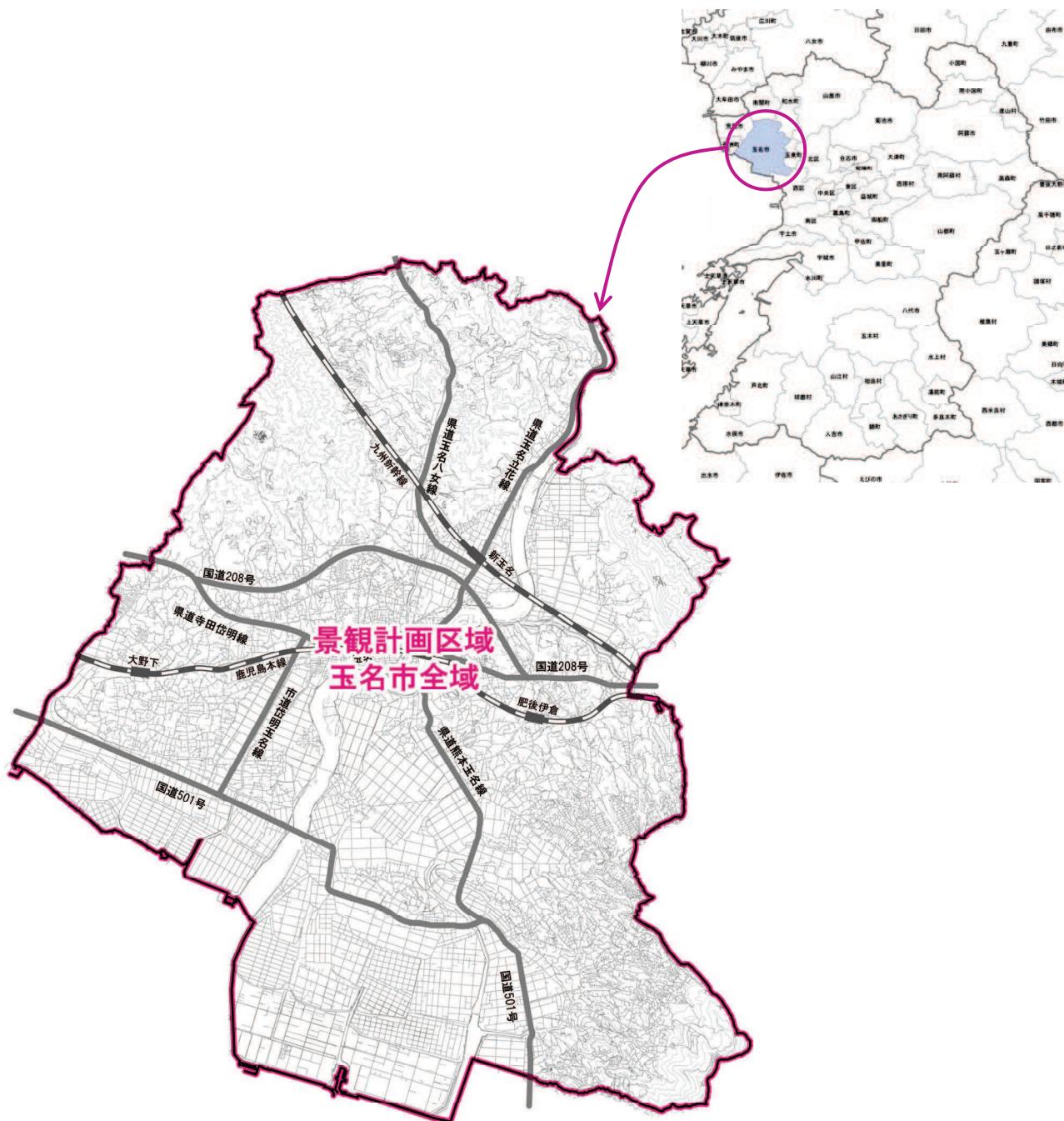
- ❖ 景観は、人と自然の営みの表れです。特に、人の営みは変化が早く、人々の景観への興味・関心の有無、考え方や思想は多様であることから、良くも悪くも景観に影響を与えやすい傾向があります。このことから、良好な景観形成には、市民一人ひとりが景観に興味・関心を持ち、「玉名市の景観を良くしよう」とする意識を持つことが重要です。
- ❖ そのため、市民には、景観づくりの意義や重要性を伝えるだけでなく、玉名の景観資源やその資源の歴史・文化的背景についても発信・教育することで、市民が玉名の景観の価値や良いところを認識し、“誇り”を醸成する取組を進めます。
- ❖ さらに、効果的な景観形成に向け、景観まちづくりの熟度に合わせて少しづつ景観を育てていく、身の丈にあった景観形成基準（きまり）を定めます。

6. 景観計画区域 (法第8条第2項第1号関係)

山林、河川、田園、市街地など、景観は連続性を持っており、それぞれが一体となって、人々の目に映っています。また、景観形成や景観まちづくりは、本市全体で推進することで、景観の魅力向上（ベースアップ）につながります。

そのため、景観計画区域は、「玉名市全域」とします。

[景観計画区域]



7. 景観形成方針

7-1 景観形成方針の考え方

市全体の“景観課題”と“景観の将来像”を踏まえ、「景観形成方針」を設定します。

景観形成方針を設定するにあたって、市の成り立ちや景観の構成状況を踏まえると「山の恵みとともに育まれた暮らし」の景観と「菊池川とともに発展した暮らし」の景観に大別できます。

それを実情に合わせて“山の恵みとともに育まれた暮らし”では、「山林・集落景観ゾーン」「みかん畠・集落ゾーン」に分け、また、“菊池川とともに発展した暮らし”では、「菊池川流域景観ゾーン」「市街地景観ゾーン」「田園景観ゾーン」「干拓景観ゾーン」に分けて景観形成方針を整理しています。

それらの景観づくりに合わせて、各景観ゾーンの総合的な眺めとして、「景観をつなぎ魅せる場所」である、「幹線道路景観ゾーン」と「眺望点」に関する方針を定めています。

また、本市の風土や信仰から生まれた文化的行事やイベント（非日常の景観）も、方針として整理しています。

[景観形成方針の大分類]

山の恵みとともに育まれた暮らし	菊池川とともに発展した暮らし
<ul style="list-style-type: none">市内に広く分布する阿蘇の灰石（阿蘇溶結凝灰岩）は、古くから古墳や横穴、石橋や石垣などに使われてきました。小岱山の麓では、豊かな水田が広がり、集落がつくれられ、人々の暮らしが営まれてきました。一方、熊ノ岳、三ノ岳の丘陵では、石垣とみかん畠が広く分布し、みかん栽培を生業としている農村集落で生活が営まれてきました。夏目漱石もみかん畠の風景を愛しており、草枕でも描写されています。こうした山の恵みを受けて、文化や産業が生まれ、魅力的な景観が形づくられてきました。	<ul style="list-style-type: none">菊池川は本市を南北に貫き、市全体に恵みを与えてきました。重要な港であった高瀬には、藩の米蔵が置かれ、経済の中心として発展しました。海外貿易拠点であった伊倉地区や港町であった大浜地区など、菊池川と共に水運で栄えてきた町があります。かつて立願寺温泉と呼ばれた、1300年もの歴史を持つ玉名温泉街がつくられました。田園では、菊池川水系の恩恵を受けて、豊かな農業が営まれてきました。また、干拓地では、石づくりの堤防や樋門等の土木施設がつくられ、豊かな農地が造成されたことで、本市の産業を支えてきました。このように、菊池川は加藤清正の時代から治水事業により形を変えながらも、市の発展を支え、現在の景観が形づくられてきました。
景観をつなぎ魅せる場所	玉名の風土・信仰が生んだ非日常の風習
<ul style="list-style-type: none">幹線道路は市外や市内の各景観ゾーンをつなぎ、人や車等の行き来に非常に重要な交通の基盤です。多くの人が道路沿道の連続的な景観を見ることがあります。有明海では、ノリ養殖などの漁場や広大な干潟を見ることができます、雄大な景観を見せています。	<ul style="list-style-type: none">本市の自然や風土、人々の暮らしや信仰等から生まれた、伝統行事・祭事・イベントが継承されています。伝統行事・祭事・イベントは、春夏秋冬で非日常の景観を見せています。

[景観形成方針図]



7-2 景観形成方針の内容

山の恵みとともに育まれた暮らし

山林・集落景観ゾーン

■ゾーンの特性

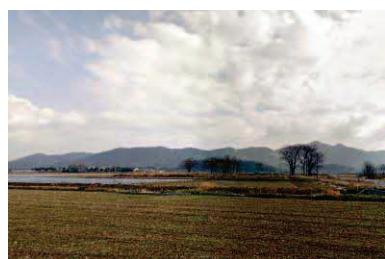
- ❖ 本市北部には小岱山、東部には木葉山、南東部では熊ノ岳・三ノ岳、玉名平野には横島山が位置しています。
- ❖ これらの山々は、本市の周りを取り囲み、豊かな濃い緑を見せ、玉名平野の背景となっています。
- ❖ 山々の恩恵により今日の豊かな生活や文化が育まれ、豊かな緑は、憩いや安らぎを与えており、登山やレクリエーションなどで市民から親しまれています。
- ❖ 石貫穴観音横穴を守る石貫安世寺地区など、魅力的な集落景観が所々に見られます。
- ❖ 繁根木川は、本市を南北に貫く菊池川の支流であり、昔から市民に親しまれてきた川です。



小岱山



熊ノ岳・三ノ岳



木葉山



石貫安世寺地区



繁根木川

■景観形成方針

玉名を取り囲む緑豊かな山々と文化を魅せる景観づくり

- ❖ 山林・河川をはじめとした、豊かな自然資源や生態系を保全します。
- ❖ 山林・河川景観に配慮しつつ自然資源を生かし、ふれあうことができる環境をつくります。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は、山林・河川景観との調和に配慮します。
- ❖ 集落では、集落それぞれの特徴を生かし、地域特有の歴史を継承する景観づくりを行います。また、農業の振興や担い手の確保、農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。

みかん畠・集落景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ❖ 天水地域における熊ノ岳、三ノ岳のなだらかな丘陵地帯に、広大な果樹園（みかん畠など）景観が広がっています。
- ❖ 全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地となっています。
- ❖ みかん畠には、石垣が築造されている場所もあり、特徴的な景観となっています。
- ❖ みかん農村集落（赤仁田地区：熊本県農村景観コンクール美しき村賞、下有所地区：熊本県農村景観コンクール農村景観大賞）の魅力的な集落景観が所々に見られます。また、天水地域は、「田園空間博物館（農林水産省）」に位置付けられています。
- ❖ 小天は、夏目漱石が愛した地とされ、小説「草枕」にみかん畠が描写されています。
 - 作中、「那古井の宿」として前田家別邸や「老隠居」として前田案山子も登場し、前田家に関わる資源が遺されています。
- ❖ オレンジロード（広域農道）では、道路の両側や遠景にみかん畠が広がる美しい景観となっています。



みかん畠の石垣



みかん畠の展望



赤仁田地区



みかん畠



下有所地区



オレンジロード

■景観形成方針

石垣となだらかな斜面に広がるみかん畠と集落を魅せる景観づくり

- ❖ 果樹栽培の振興や担い手の確保に努め、美しい果樹園景観の維持に努めます。
- ❖ 農機具や農業資材等の整理整頓や石垣の手入れなど、果樹園を美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物、屋外広告物の形状や色彩は果樹園景観との調和に配慮します。
- ❖ 郊外の集落では、集落それぞれの特徴を生かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

菊池川とともに発展した暮らし

菊池川流域景観ゾーン

■ゾーンの特性(菊池川)

- ❖ 本市を南北に貫く菊池川は、迫力のある雄大な河川景観となっています。
- ❖ 菊池川は、流域の大地をうるおし、古墳文化を開花し、生活を支えてきた恵みの川であり、河川交通として唯一「歴史の道百選」に選定され、「菊池川流域遺産」にも認定されています。本市は菊池川から多くの恩恵を受けて発展してきました。
- ❖ 菊池川に沿って、堤防にハゼ並木が整備されている区間があり、秋にはきれいな赤色の葉を見せます。
- ❖ 高瀬裏川には、石垣や船着場など商家町、港町として繁栄してきた歴史的遺産が今も数多く残っています。



菊池川



菊池川堤防のハゼ並木



高瀬裏川

■景観形成方針

雄大な菊池川を魅せる美しい景観づくり

- ❖ 菊池川の雄大さや美しさを引き立たせる堤防、河川敷の景観をつくります。
- ❖ 菊池川堤防のハゼ並木や雑草等の手入れを行い、美しい河川景観をつくります。
- ❖ 彩度の高い派手な橋りょうを避け、河川景観の調和に配慮します。
- ❖ 高瀬裏川から高瀬船着場跡においては、魅力的な歴史的資源が遺されており、市を代表する観光拠点であることから、特に配慮した景観づくりを行います。
- ❖ 菊池川流域日本遺産を生かし、流域および本市の活性化に資する取組、景観づくりを行います。

■ゾーンの特性(菊池川とともに発展したまちなみ)

- ❖ 高瀬は、菊池川の恩恵を受け、早くから海外渡航や貿易拠点として重視されていた港で、熊本藩の米蔵と船着場が置かれ、商人のまちとしても栄えてきました。
- ❖ 大浜、伊倉においても、港町の名残をとどめている風情のある歴史的な建築物が立地しているまちなみが見られます（大浜地区：菊池川水運と共に支えた港町、伊倉地区：中世の海外貿易拠点）。
- ❖ 風情ある建築物や看板等が見られますが、景観に影響を与える建築物や屋外広告物の立地も見られます。



高瀬のまちなみ



大浜地区



伊倉地区

■景観形成方針

歩きたくなる居心地の良い景観づくり

- ❖ 建築物や工作物のしつらえを工夫し、魅力があり居心地の良い空間となるまちなみ景観をつくります。
- ❖ 高瀬エリアにおいては、魅力的で風情のある建築物が見られ、市を代表する観光拠点でもあることから、特に配慮した景観づくりを行います。
- ❖ 屋外広告物は、まちなみの雰囲気や特徴を的確に把握し、景観に配慮して設置するよう努めます。
- ❖ 集落それぞれの特徴を生かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

市街地景観ゾーン(おおむね用途地域内)

■ゾーンの特性(住宅地景観)

- ❖ 低層の戸建て住宅を中心とし、店舗や工場等が混在したまちなみが広く分布しています。
- ❖ 寺社・仏閣をはじめ、特徴的な登録文化財が見られます。
 - 繁根木八幡宮、疋野神社、蓮華院誕生寺本院など
 - 県立玉名高校の本館、前庭池、正門（登録文化財）など



住宅地



県立玉名高校の本館、前庭
池、正門（登録文化財）
など



繁根木八幡宮、疋野神社、
蓮華院誕生寺本院など

■景観形成方針

まちなみにつける景観づくり

- ❖ 建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努め、外壁は極力シンプルな意匠とすることで、落ち着いた表情となるように努めます。
- ❖ 市街地では、庭先の手入れや花植え等により、景観の価値を高める工夫に努めます。
- ❖ 寺社仏閣等の歴史的資源を尊重し、これらの景観と調和した景観形成に努めます。

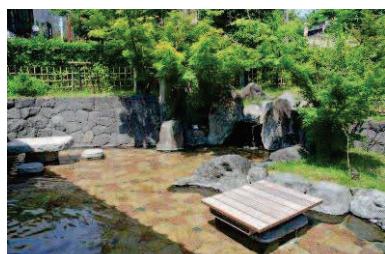
市街地景観ゾーン(おおむね用途地域内)

■ゾーンの特性(商業地景観)

- ❖ 玉名駅前周辺では、交通利便性を生かしたマンション開発がみられ、駅前の特性に変化が見られます。今後も玄関口にふさわしい賑わいと風格ある景観の形成が期待されます。
- ❖ 玉名温泉街は、温泉旅館が立ち並び観光地としての景観形成の強化が期待されます。
- ❖ のぼり旗や横断幕など開発後に設置されたものも含め、多種多様な屋外広告物が乱立しています。
- ❖ 県北の拠点として、田園景観の中に新玉名駅と新市街地の骨格（道路基盤）が整備されており、色彩に配慮した店舗が立地しています。今後、景観に配慮した新しい市街地形成が期待されています。
- ❖ 市役所周辺は、市民会館や歴史博物館等の公的施設が集積するエリアであるため、市の顔として、一体で調和のとれた景観形成が期待されます。



玉名温泉街



しらさぎの足湯



新玉名駅



駐車場での花植



色彩に配慮した店舗



玉名駅前

■景観形成方針

まちなみ付加価値をつける景観づくり

- ❖ 建築物や工作物の形状や色彩は、周辺のまちなみとの調和に努めます。
- ❖ 玉名駅、新玉名駅の駅前では、玄関口にふさわしい賑わいと風格ある景観形成に努めます。
- ❖ 屋外広告物は、景観に配慮し、一定の秩序を持って設置するよう努めます。
- ❖ 玉名温泉街では、温泉街の雰囲気を醸しだす風情のあるまちなみ景観の醸成に努めます。

田園景観ゾーン

■ゾーンの特性(田園)

- ❖ 市域面積の約4割が田園となっています。
- ❖ 玉名平野では、遠方まで見通せる広大な田園景観が広がっています。
- ❖ 本市の東部の伊倉地域では、玉名平野の田園と異なり、斜面林に囲まれた田園景観となっています。
- ❖ 山田日吉神社では、見事な藤が育てられ、多くの人が魅了されています。また、神社からまっすぐ馬場と呼ばれる参道に沿って白山十二坊といわれる坊跡の区画に住宅が建ち並ぶ景観が見られます。
- ❖ 周辺の田園風景と調和した住宅地景観が形成されており、沿道は生垣等により緑化されている宅地が立ち並んでいます。



田園(玉名)



斜面林と田園(伊倉)



山田日吉神社の参道

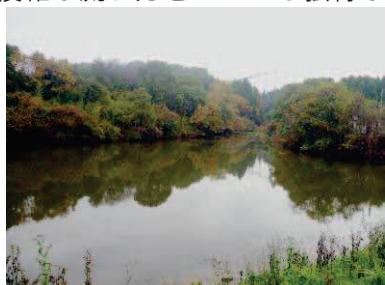
■景観形成方針

手が行き届いた、四季折々の美しい広大な田園と文化あるまちなみを魅せる景観づくり

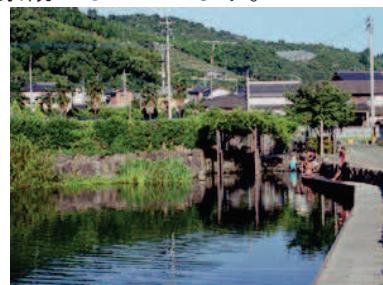
- ❖ 農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ❖ 農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物の形状や色彩は、周辺環境になじむ落ち着いたものとすることで田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 屋外広告物は、必要最小限の掲出数、規模とし、色彩についても田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 郊外の集落では、集落それぞれの特徴を生かし、これまでの特有の歴史を継承する景観づくりを行います。

■ゾーンの特性(ため池など)

- ❖ 農業用水確保のため、各所にため池がつくられました。
- ❖ 浮田池は、農業の水不足の解消と灌漑区域の拡大に向けて築造され、山林に囲まれた景観となっています。
- ❖ 尾田の丸池は、清流尾田川の水源として熊本名水百選にも選ばれており、湧き水は農業用水として利用され、周辺住民に親しまれています。複数ある湧水地をつなぐように九十九曲がりと呼ばれる複雑な流れ方をしている独特的な景観となっています。



浮田池



尾田の丸池



九十九曲がり

出典:国土地理院ウェブサイト
(地図・空中写真閲覧サービス)

■景観形成方針

水源や水質、豊かな生態系を保全し、水に親しむ景観づくり

- ❖ ため池の周辺では、雑草の除去や工作物、屋外広告物等の配慮など、居心地を高める工夫をします。
- ❖ 浮田池では、山林に囲まれた豊かな緑を生かして、水源の確保や水質の向上とともに、水に親しむ景観づくりに努めます。
- ❖ 尾田の丸池では、水源や水質を保全しつつ、九十九曲がりの川の流れや人々が水にふれあい親しむ景観づくりを図ります。

干拓景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ❖ 江戸時代から干拓が盛んに行われ、昭和の国営横島干拓まで 75 か所の干拓地が拓かれました。最も古い干拓地は加藤清正の時代から、最も新しい干拓地は昭和 42 年（1967 年）であり、約 330 年かけて築造されました。
- ❖ 市南部の干拓エリアでは、田畠とハウス栽培を中心とした農業が営まれており、広大な田園景観が広がっています。
- ❖ 電照されたビニールハウスは、幻想的な景観となっています。
- ❖ 横島・大浜地区では、干拓の歴史を物語る重要文化財「旧玉名干拓施設」が築造されており、干拓地としての独特な景観となっています。
- ❖ 港いこいパークでは、甲辰川の両岸に親水空間が整備されており、レクリエーションや憩いの場として使われています。



干拓地の田園



田園(ハウス)



干拓施設(堤防)



港いこいパーク



横島山

■景観形成方針

干拓の歴史と田園を魅せる景観づくり

- ❖ 農業の振興や担い手の確保に努めます。
- ❖ 農機具、農業資材等の整理整頓、畦道の花植えなど、美しく魅せる工夫を行います。
- ❖ 建築物や工作物の形状や色彩は、周辺環境にじむ落ち着いたものとすることで田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 屋外広告物は、必要最小限の掲出数、規模とし、色彩についても田園景観との調和に配慮します。
- ❖ 干拓施設を適切に管理し、田園景観と一体で魅せる景観づくりに努めます。

景観をつなぎ魅せる場所

幹線道路景観ゾーン

■ゾーンの特性

- ❖ 県道寺田岱明線では、店舗が沿道に立地していますが、まちなみ景観に影響を与える高彩度の色彩を持つ建築物や屋外広告物の乱立が見られます。
- ❖ 国道 208 号や国道 501 号、県道熊本玉名線、県道玉名立花線、市道岱明玉名線は田園景観の中を横断しており、沿道に店舗や屋外広告物の立地は比較的少ない状況です。なかには、並木が整理されている区間があり、田園景観と調和したきれいな道路景観が整備されています。



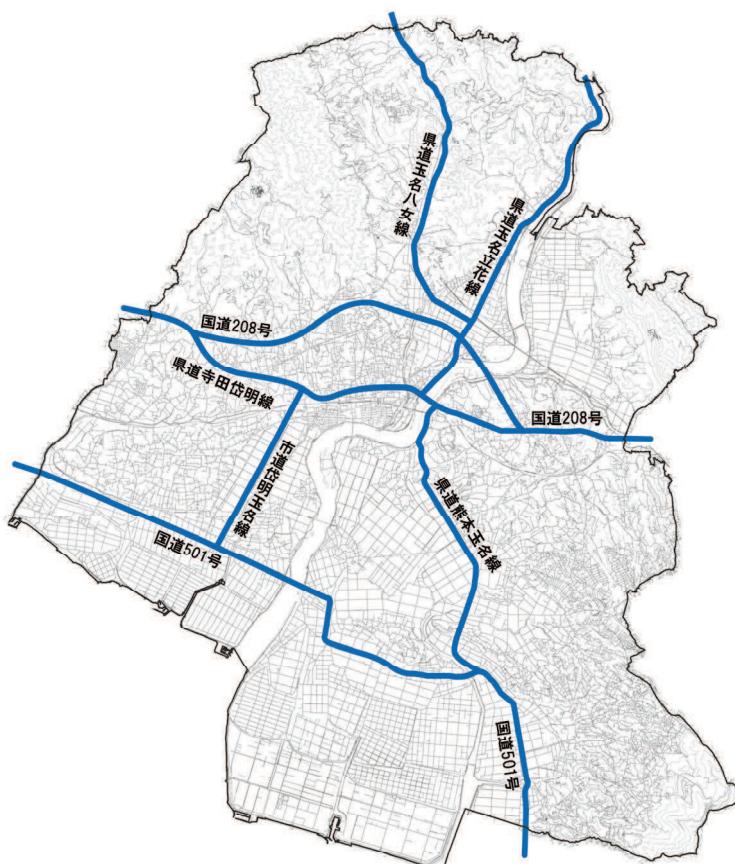
県道寺田岱明線



国道 208 号



国道 501 号



県道熊本玉名線



県道玉名立花線



県道玉名八女線

■景観形成方針

【中心部(用途地域内)】賑わいと品格ある沿道景観づくり

【中心部以外】田園と調和した景観づくり

- ❖ 中心部（県道寺田岱明線、県道玉名八女線）の幹線道路では、本市の中心部としての賑わいをつくりつつ、建築物や工作物、屋外広告物の色彩、形状等の品格の高い沿道景観をつくります。
- ❖ 中心部以外の幹線道路では、山林や田園の景観と調和した並木や花植え、屋外広告物の景観への配慮など、美しい道路景観づくりに努めます。

眺望点

■眺望点の特性

- ❖ 玉名平野や菊池川を見下ろし、雲仙普賢岳まで見渡せる俯瞰景（高い所から見下ろす景）の眺望点が各所にあります。特に、実山展望公園からは、眼下に広がる玉名平野やみかん畠、遠景に望む雲仙普賢岳の眺望は、圧巻です。
- ❖ 一方、玉名平野から小岱山や熊ノ岳、三ノ岳、木葉山の美しい稜線を見渡せる仰瞰景（低い所から見上げる景）の眺望点が各所に見られます。また、干拓施設を見通せる眺望点も特徴的です。
- ❖ 天水地域では、夏目漱石が描いた「わが墓」のモデルとなった眺望点があります。
- ❖ 鍋松原海岸が整備され、白浜と松原が美しい景観をつくっています。近景は白浜と松原、中景は干潟と海苔の養殖の様子、遠景は雲仙普賢岳が見え、壮大な景観となっています。夏になると、ビーチスポーツを楽しむ人々などで賑わいを見せます。
- ❖ 九州新幹線新玉名駅からは、周辺の田園景観が遠景まで見渡せます。また、短時間ではありますが、新幹線の車窓からも玉名の景観を見ることができます。JR 鹿児島本線の車窓からも、市街地や田園風景が見られます。



実山展望公園からの眺望



干拓施設の眺望



玉名平野からの山並みの眺望



漱石画「わが墓」のモデル
となった眺望



有明海・白浜・松原の眺望



有明海と漁場、干潟の眺望



新玉名駅舎からの眺望



日嶽

■景観形成方針

玉名市の良さを実感できる眺望点づくり

- ❖ 本市の良さや魅力を伝える眺望点の掘り起こしと設定を行います。
- ❖ 眺望点では、最も望ましい眺望となるよう、適切に木々の剪定や景観阻害要因をなくすなど、周囲の景観づくりを行います。
- ❖ 近隣市町との景観の連続性を意識した連携を図っていきます。
- ❖ 有明海の干潟、漁場（ノリ養殖等）を守り産業を維持します。

玉名の風土・信仰が生んだ伝統行事・祭事・イベント

伝統行事・祭事・イベント

■伝統行事・祭事・イベントの特性

- ❖ 本市では、各地で伝統行事や祭事、イベントがあり、市民に親しまれています。
- ❖ 伝統行事・祭事、イベントでは、神社などの固有の場で実施するものや、まちを練り歩いて実施するものがあります。そこでは、色とりどりの衣装をまとった人々、まちを練り歩く行列、はためく矢旗、多くの人が賑わう様子など、日常のまちなみ非日常が重なる独特な景観を見せています。



練り嫁行列



梅林天満宮流鏑馬



伊倉南北両八幡宮春秋季大祭

(伊倉南北両八幡宮春秋季大祭)



玉名納涼花火大会



龍火くだり



繁根木八幡宮秋季大祭



玉名市神楽フェスティバル

■景観形成方針

玉名に根付く伝統を魅せ、次世代に残す

- ❖ 繼続的に伝統行事・祭事を執り行い、後世に継承するとともに、保存を行います。
- ❖ 繼続的に魅力的なイベントを実施します。
- ❖ 市民の皆さんには、積極的に伝統行事・祭事・イベントに関わり、楽しめます。

8. 玉名市における景観形成

8-1 景観形成推進地区・景観形成準備地区・一般地区と眺望景観保全地区

景観計画区域を市全域として、全市で景観形成を進めますが、景観意識の度合い、景観に与える影響度（イメージアップ）、市民の関心度（注目度）に差があります。そのため、市全域で一斉に、一律に景観形成を進めていくことは効果的ではありません。

まずは、市民の関心が高く、市全体の魅力が高まる効果が高い地区で重点的に景観づくりを行うことで、市の景観づくりの手本となるモデルをつくり、市民の景観に対する意識の醸成につなげることが重要です。

そのため、積極的に景観誘導を行う「景観形成推進地区」の設定を検討します。

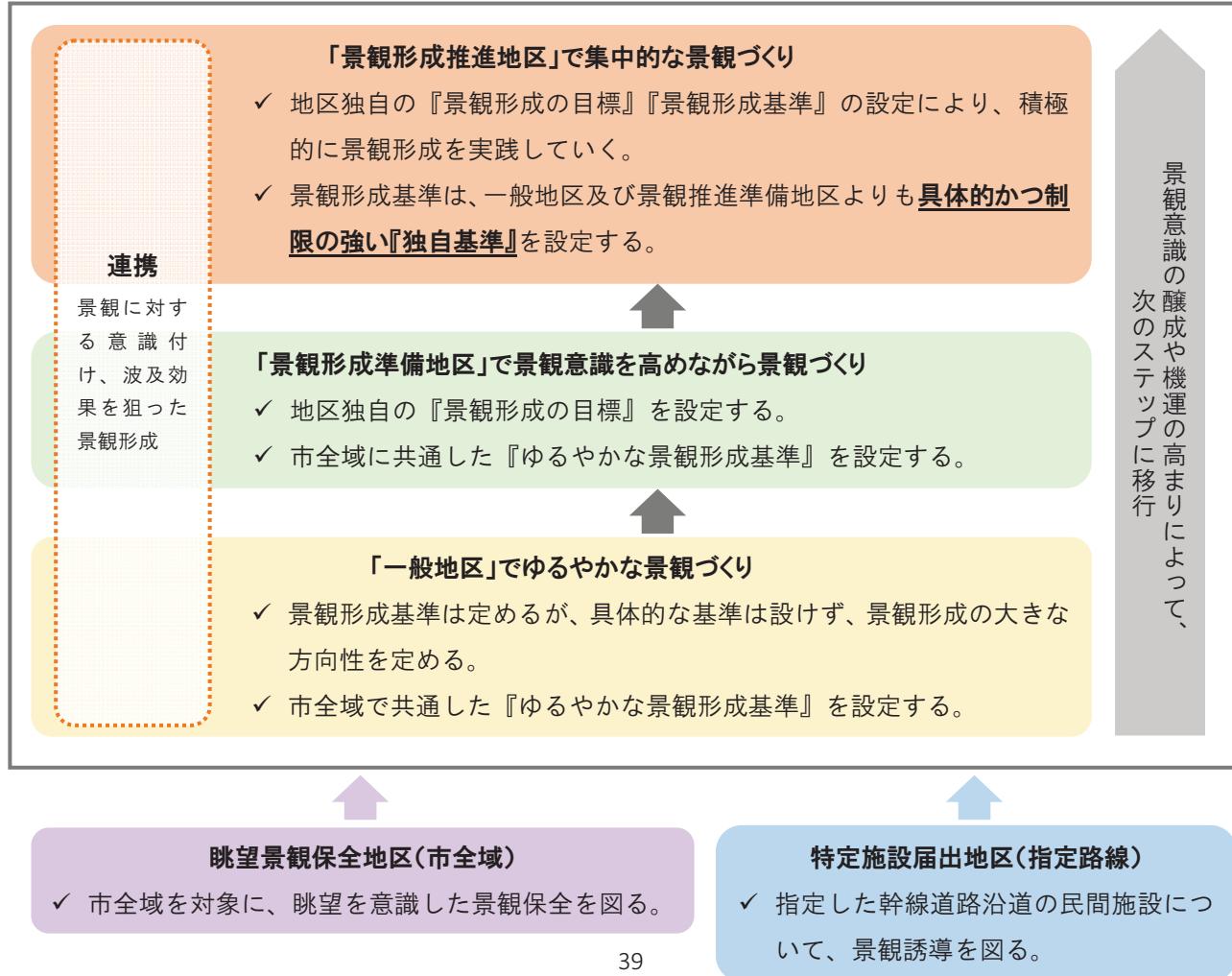
また、将来的に重点的な景観形成を図るべきと思われるが、景観資源の有無や地域住民の景観意識の熟度が低いなどの理由で景観形成推進地区と位置付けるまでに及ばない地区を「景観形成準備地区」として位置付け、地区の景観意識の熟度に合わせた段階的な景観まちづくりの仕組みの導入を検討します。

上記以外の地区は、緩やかな規制である「一般地区」とし、景観意識の醸成や機運の高まりによって、景観形成準備地区や景観形成推進地区にステップアップしていく仕組みとします。

なお、景観形成推進地区や景観形成準備地区と関わりが深い地区では、両者の景観形成と連携することで、景観に対する意識付けや波及効果を狙った景観形成を図る、相乗効果が期待できます。

これらに加え、本市は、周囲の山々の眺望点から雄大な景観を見ることができますが、これは、あらゆる建築行為等の結果の表れであり、常に、眺望景観を意識することが大事であることから、「眺望景観保全地区」を市全域に設定します。

[段階的な地区区分の考え方等]



8-2 地区区分

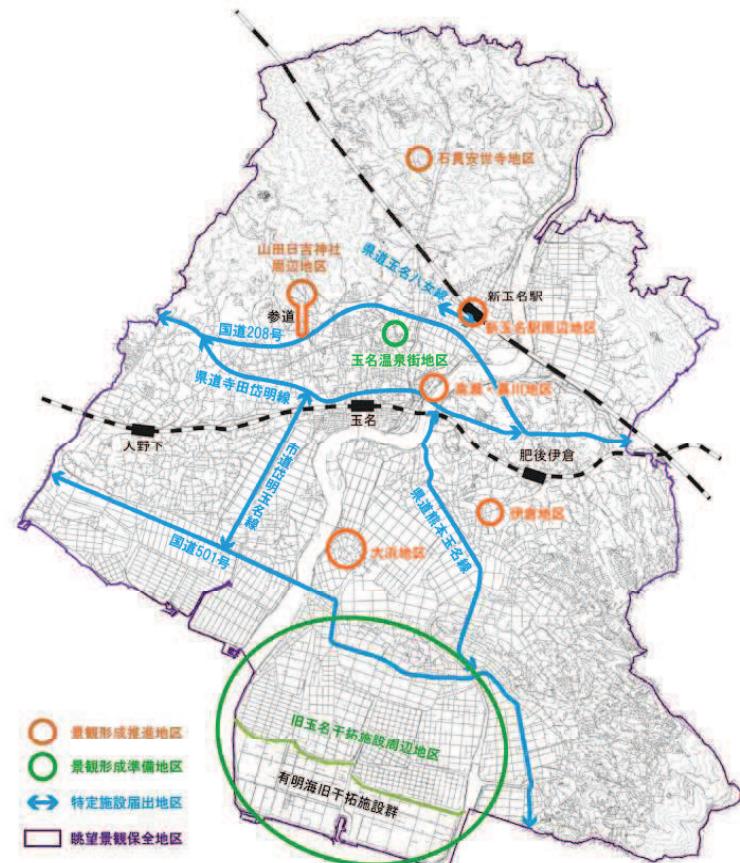
前ページの地区区分の考え方に基づいて、地区区分を設定し、景観形成を進めます。

[地区区分]

景観形成推進地区	景観形成準備地区	一般地区
一般区域よりも強い 独自の景観形成基準を定める地区 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般地区、景観形成準備地区よりも強い景観形成基準を定める地区で、景観形成基準の効果が表れやすい地区。 ● 景観に関する事業があり、本市の景観形成をリードする地区。 ● 建築行為等が行われやすく、景観が乱れる可能性のある地区。 <p>❖ 高瀬・裏川地区 ❖ 新玉名駅周辺地区 ❖ 山田日吉神社周辺地区 ❖ 石貫安世寺地区 ❖ 大浜地区 ❖ 伊倉地区</p>	景観活動の推進を主とし、 機運を高める地区 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般地区よりも強い景観形成基準を指定しにくい、又は、効果が薄いために、ソフト的な景観活動による効果が高いと考えられる地区。 <p>❖ 玉名温泉街地区 ❖ 旧玉名干拓施設周辺地区</p>	左記の 地区以外

眺望景観保全地区	特定施設届出地区
眺望景観の意識を高める地区（市全域）	幹線道路沿道の景観誘導を図る地区

- 市全域を区域に設定し、眺望の意識を高める。
- 幹線道路沿道で良好な景観を形成する。



8-3 地区別の景観形成

8-3-1 一般地区

■景観形成の目標

景観形成方針に基づき、玉名らしい景観形成を図ります

山林・集落景観ゾーン、みかん畠・集落ゾーン、菊池川流域景観ゾーン、市街地景観ゾーン、田園景観ゾーン、干拓景観ゾーンそれぞれの景観形成方針に基づき、各地区の歴史・文化・生活・生業などに適した景観形成を図ります。

■届出対象行為（景観法第16条第1項）

一般地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[一般地区の届出対象行為]

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等		高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000 m ² を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが2mを超え、かつ、長さが30mを超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		太陽光発電施設	見付高さ（パネル又は架台）13mを超えるもの、又はパネル面積1,000 m ² を超えるもの
		その他工作物 ^{※3}	高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの、又はその敷地面積が1,000 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が3,000 m ² を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000 m ² を超えるもの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が3,000 m ² を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		堆積の期間が90日を超えるもののうち、行為に係る面積が500 m ² を超えるもの又は高さが2mを超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

■景観形成基準（景観法第16条第3項）

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れるある建築行為などの制限や誘導を図るものであります。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。

景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

[一般地区の景観形成基準]

行為	事項	基準		
建築物の建築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 		
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。 		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 		
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 		
工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 		
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 		
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。 	
	橋りょう	外観	<ul style="list-style-type: none"> ●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●河川や護岸と調和した色彩とする。 	
太陽光発電施設	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。 ●設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。 ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 		

行為	事項		基準		
その他 工作物	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 		
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 		
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。 			
		外観		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。 			
	土地の区画形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。 		
鉱物の掘採 又は 土石の採取	遮蔽及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。 		
	法面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。 		
木竹の伐採			<ul style="list-style-type: none"> ●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積			<ul style="list-style-type: none"> ●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。 		

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

8-3-2 景観形成準備地区

■景観形成の目標

玉名温泉街地区

玉名温泉の歴史が表れた、情緒あるしつらえを整えます

1300余年の歴史を持つ玉名温泉の雰囲気をつくるため、景観阻害要因を排除しつつ、現在の景観形成の取組を活発化して、情緒あるしつらえを整えます。



玉名温泉街

しらさぎの足湯

対象地区

立願寺公園を中心とした温泉施設が集積した地区

立願寺公園を中心とした温泉施設等が集積する地区（温泉区・下立願寺区・北岩崎区）



地図は、地理院タイル（国土地理院）を一部編集して使用

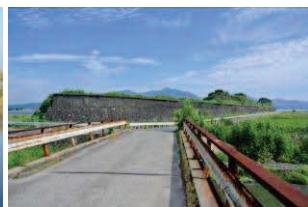
旧玉名干拓施設周辺地区(横島地区・大浜地区の一部)

干拓の歴史を受け継ぎ、干拓施設と田園景観が 一体となった景観を守ります

干拓地の歴史を後世に残すため、全国でも希有である重要文化財「旧玉名干拓施設」の保全を進め、景観阻害要因を排除しつつ、周囲の田園と一体で景観を守ります。



末広開樋門



干拓施設（堤防）

対象地区

旧玉名干拓施設群と周辺の干拓地が一体となった地区

玉名市横島町全域～大浜町（烏帽子・沖烏帽子・末広・大栄）



地図は、地理院タイル（国土地理院）を使用

■届出対象行為（景観法第16条第1項）

景観形成準備地区における届出対象行為を以下のように定めます。

[景観形成準備地区の届出対象行為]

行為の種類※1		規模※2	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが2mを超え、かつ、長さが30mを超えるもの
		橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
		太陽光発電施設	見付高さ（パネル又は架台）13mを超えるもの、又はパネル面積1,000m ² を超えるもの
		その他工作物※3	高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの、又はその敷地面積が1,000m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	変更に係る土地の面積が3,000m ² を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000m ² を超えるもの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
木竹の伐採		伐採面積が3,000m ² を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		堆積の期間が90日を超えるもののうち、行為に係る面積が500m ² を超えるもの又は高さが2mを超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

■景観形成基準（景観法第16条第3項）

景観形成基準は、景観の将来像や景観形成方針の実現を推進するために、景観に大きな影響を及ぼす恐れるある建築行為などの制限や誘導を図るものであります。

届出対象行為ごとに景観形成基準を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。

景観形成基準の内容については、熊本県景観計画の景観形成基準を基に内容を調整して定めます。

[景観形成準備地区の景観形成基準]

行為	事項	基準		
建築物の建築等	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。		
柵・塀	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	
	外観	意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	
		色彩	●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	
		材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。	
	緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。		
工作物の建設等	橋りょう	外観	●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。	
			●河川や護岸と調和した色彩とする。	
太陽光発電施設	位置		●眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。	
			●設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。	
			●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	
			●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	

行為	事項		基準	
その他工作物	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 	
	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。 	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。 	
	法面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 	
鉱物の掘採 又は 土石の採取	遮蔽及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。 	
	法面又は擁壁の外観及び緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。 	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。 		

※特定施設届出地区の対象となっている「特定施設」については、「特定施設届出地区」の基準が適用されます。特定施設の対象でないものについては、こちらの基準が適用されます。

8-3-3 景観形成推進地区

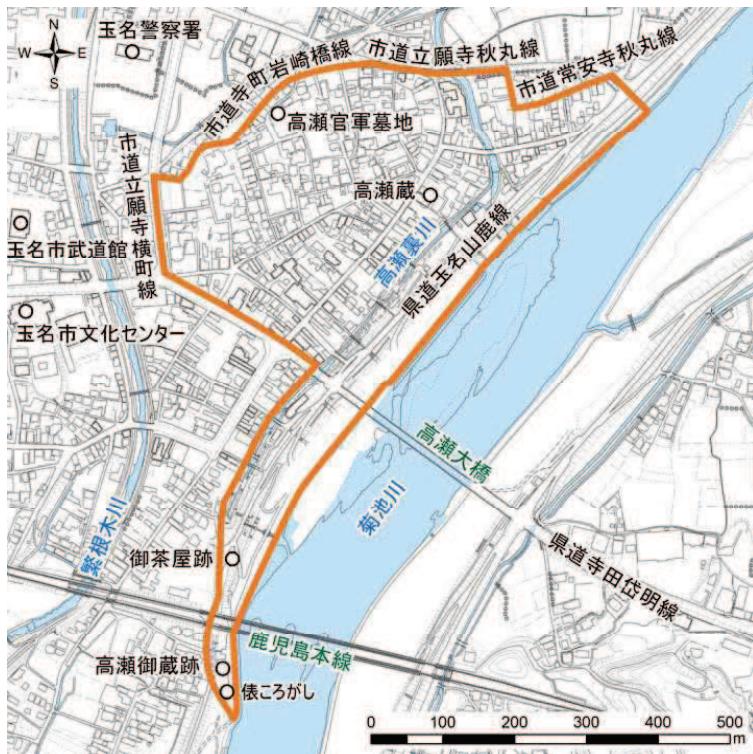
高瀬・裏川地区

① 景観形成の目標

菊池川と共に発展してきた高瀬の景観として、修景やしつらえを整え、
景観資源が磨かれた、居心地のよいまちなみをつくる。

- 古い寺院や江戸期から昭和初期の町家造り建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。
- 景観資源が磨かれ、景観に対する意識が高まっている。
- 高瀬裏川では、石垣や石造りの橋が残されており、花しょうぶと相まって、独特の景観が見られる。
- 本市の景観形成のモデルとなっている。

② 対象地区



【区域】

高瀬地区景観形成住民協定区域、裏川水際緑地、史跡：熊本藩高瀬米蔵跡のうち高瀬船着場跡指定区域、倭ころがし水際緑地及びこれらの区域に接する菊池川河川区域（右岸）を範囲とします。

【範囲】

県道寺田岱明線 以北	県道寺田岱明線、市道立願寺横町線、市道寺町岩崎橋線、市道立願寺橋秋丸線、市道立願寺秋丸線、市道常安寺秋丸線、秋丸交差点を北限とする菊池川右岸河川区域
県道寺田岱明線 以南	玉名市高瀬字本町 261-2 地先から玉名市永徳寺字出口 414-32 地先にかけての裏川水際緑地、倭ころがし水際緑地、史跡：熊本藩高瀬米蔵跡（高瀬船着場跡）及び菊池川河川区域（右岸）を含む範囲

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類※1		規模※2			
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て			
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 1.5m を超えるもの		
		橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て		
		太陽光 発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超えるもの、又はパネル面積 10 m ² を超えるもの		
		その他 工作物※3	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く		
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て			
鉱物の掘採又は土石の採取	規模にかかわらず全て				
木竹の伐採	規模にかかわらず全て				
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	規模にかかわらず全て				
自動販売機（屋外）の設置	規模にかかわらず全て				
広告物の設置及び外観の変更	表示面積 1 m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの				

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

⑤ 景観形成基準

行為	事項		基準																																						
建築物の建築等	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。 																																						
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 																																						
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">共通</td><td>●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。</td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁 (基調色)</td><td>●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色</td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁 (補助色)</td><td>●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色</td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁 (強調色)</td><td>●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色</td></tr> <tr> <td colspan="2">屋根</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">材料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 </td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">敷地の緑化</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 </td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td rowspan="7">工作物の建設等</td><td rowspan="7">柵・塀</td><td colspan="2">位置</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td rowspan="2">外観</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 </td></tr> <tr> <td>材料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">緑化</td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。 </td></tr> </table>	共通		●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。	外壁 (基調色)		●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色	外壁 (補助色)		●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色	外壁 (強調色)		●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色	屋根		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 	材料		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 					工作物の建設等	柵・塀	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 		外観	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 	材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 	緑化	
共通		●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。																																							
外壁 (基調色)		●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色																																							
外壁 (補助色)		●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色																																							
外壁 (強調色)		●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色																																							
屋根		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 																																							
材料		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 																																							
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 																																							
工作物の建設等	柵・塀	位置																																							
		<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 																																							
		外観	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、建築物の様式や周辺の景観との調和に配慮する。 																																						
			<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 																																						
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 																																						
		緑化																																							
		<ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。 																																							

行為		事項		基準	
工作物の建設等	橋りょう	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●高瀬裏川の歴史や特徴を生かすよう配慮する。 ●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。 	
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●自然素材（石）を生かす。 ●塗料（防腐処理も含む）を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。 	
	太陽光発電施設	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ●設置面から高さ 2m以上の大太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないように位置とともに、そのための処置を施すように努める。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 	
	外観	意匠		<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 	
				<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 	
	敷地の緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 	
その他工作物	位置			<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。 	
			色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。 	
	法面又は擁壁の外観及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。 	
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化			<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。 	

行為	事項	基準
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
	木竹の伐採	●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
	自動販売機	●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

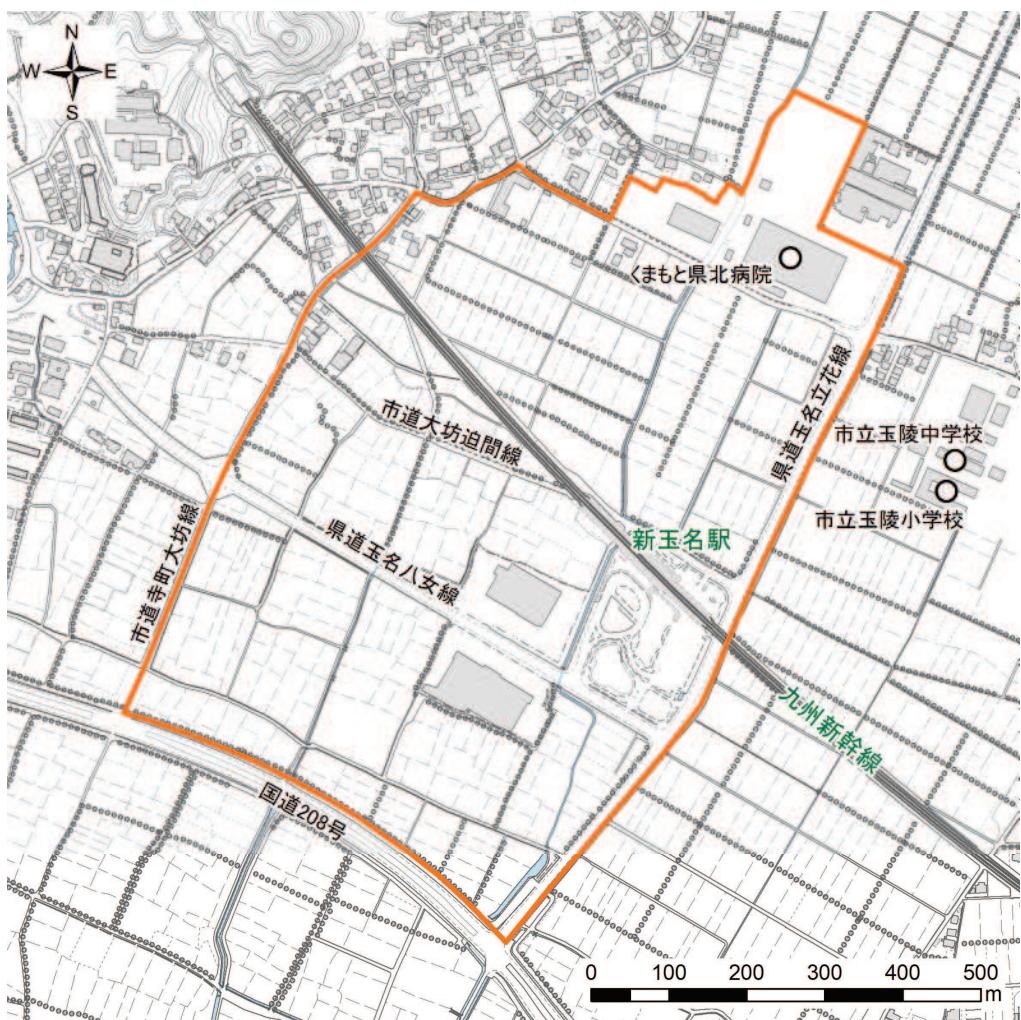
新玉名駅周辺地区

① 景観形成の目標

県北の玄関口として、品格を持ち、周辺の田園景観と調和した景観をつくる。

- 建築物等の意匠、色彩、屋外広告物などが秩序だって立地しており、県北の玄関口としての役割にふさわしい、品格ある景観がつくられている。
- 駅周辺の古代の水田区画（条里制）が残る美しい田園景観に調和した景観誘導が行われている。

② 対象地区



【区域】

新玉名駅周辺等整備基本計画区域（約 60ha）とします。

【範囲】

次の路線、敷地に囲まれた範囲

東西は県道玉名立花線と市道寺町大坊線、南北は国道 208 号と地方独立行政法人くまもと県北病院機構の敷地

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類※1		規模※2			
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て			
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 1.5m を超えるもの		
		太陽光 発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超えるもの、又はパネル面積 10 m ² を超えるもの		
		その他 工作物 ^{※3}	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く		
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形成の変更	規模にかかわらず全て			
鉱物の掘採又は土石の採取	規模にかかわらず全て				
木竹の伐採	規模にかかわらず全て				
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	規模にかかわらず全て				
自動販売機（屋外）の設置	規模にかかわらず全て				
広告物の設置及び外観の変更	表示面積 1 m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの				

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

⑤ 景観形成基準

行為	事項		基準	
建築物の建築等	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●小岱山や熊ノ岳、三の岳等の周辺の稜線に配慮し、圧迫感や長大な壁面の印象を与えるような意匠は避ける。 ●新玉名駅駅前広場から見た際、周囲の田園環境から著しく突出した印象を与えないような意匠・形態に努める。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ●田園景観との調和に配慮するよう努める。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度2以下、明度4以上とする。 <p>※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮し、基調色と著しく明度差が大きくならないようにする。 <p>※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色</p>	
			<ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 <p>※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色</p>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ●暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。特に、主要交差点部にはシンボルツリーを配置するなどまちなみの演出を行う。 	
工作物の建設等	柵・塀	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、開放的な意匠に努める。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 ●沿道から見える位置にのぼり旗、横断幕等の設置をすることは避け、幹線道路から見たときに乱雑な印象を与えないよう配慮する。

行為		事項		基準
工作物の建設等	太陽光発電施設	色彩	色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。屋外広告物の色数は必要最小限に抑え、十分な余白を確保したレイアウトとする。
			材料	●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●腐食しにくい材料（又は防腐処置）とする。
		緑化	●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	
工作物の建設等	太陽光発電施設	位置	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●設置面から高さ 2m以上の大太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。	
			●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。	
			●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。	
			●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	
			外観 意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	その他工作物	敷地の緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	
		位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
		外観 意匠	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	
土地の区画形質の変更	色彩		●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	
	土地の形状及び緑化		●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。	
鉱物の掘採又は土石の採取	法面又は擁壁の外観及び緑化		●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。	
	遮蔽及び緑化		●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。	
	法面又は擁壁の外観及び緑化		●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。	
木竹の伐採			●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。	

行為	事項	基準
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

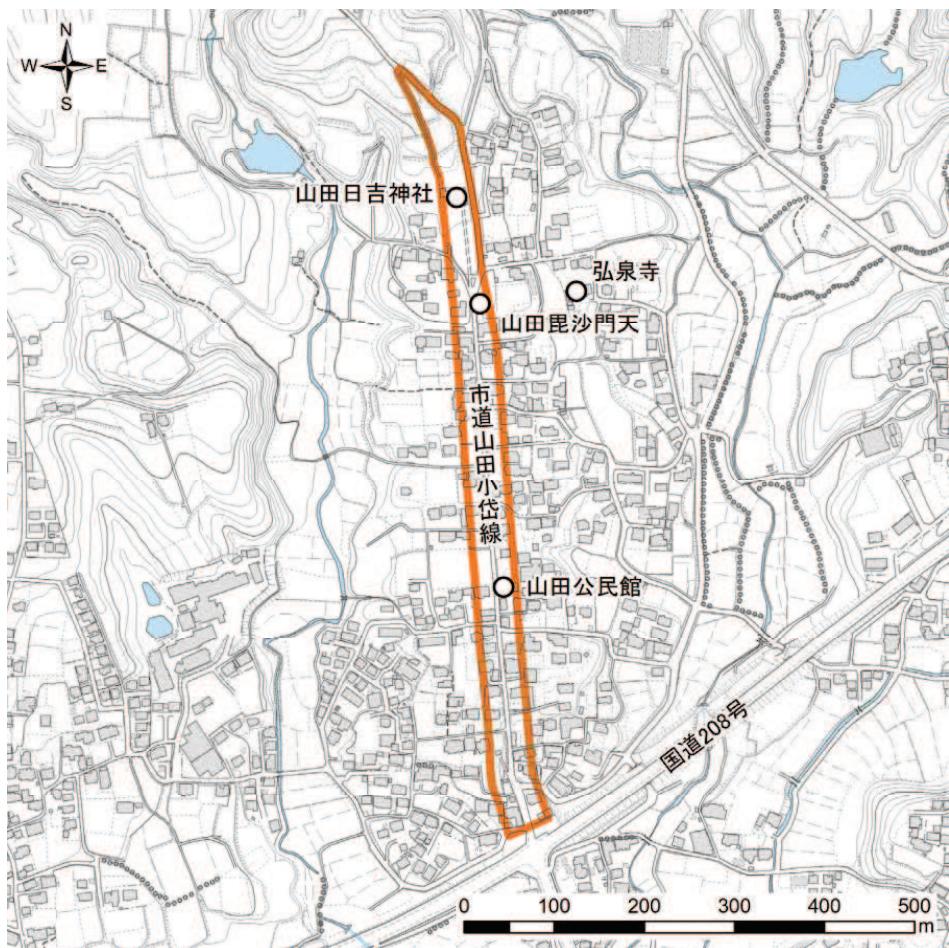
山田日吉神社周辺地区

① 景観形成の目標

杉林と山田の藤につながる参道の緑を豊かにし、景観の質を高める。

- 参道には、「山田の藤」と調和した、美しい生け垣が並んでいる。
- 山田日吉神社の北部に位置している杉林が保存されている。
- 山田日吉神社に向かう参道の集落には、白山十二坊の坊跡の区画が残されており、祭礼も行われている。
- 多くの人々が集まる山田日吉神社の参道において、良好な景観形成を図ることで、新たな魅力を見せている。

② 対象地区



【区域】

山田日吉神社と神社へ向かう参道の一部を範囲とします。

【範囲】

- ・ 玉名市山田日吉神社（玉名市山田上馬場 1-1）
- ・ 市道山田小岱線沿道のうち国道 208 号との交点から山田日吉神社までの路端から両側 20m 以内

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類※1		規模※2	
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	規模にかかわらず全て
		太陽光 発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5mを超えるもの、又はパネル面積10m ² を超えるもの
		その他 工作物※3	高さが5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m）を超えるもの、又はその敷地面積が10m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積1m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が90日を超えるもの	

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

⑤ 景観形成基準

行為	事項		基準	
建築物の建築等	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 	
			共通	<ul style="list-style-type: none"> ●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。
		色彩	外壁 (基調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))の低彩度色(4以下)を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度4以上とする。 <p style="text-align: center;">※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色</p>
			外壁 (補助色)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮する。 <p style="text-align: center;">※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色</p>
			外壁 (強調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 <p style="text-align: center;">※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色</p>
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●暖色系色相(0R(赤)～10Y(黄))を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相(0R(赤)～10Y(黄)以外)については、彩度1以下、明度6以下とする。 	
			材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 	
工作物の建設等	柵・塀	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。
		外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
				<ul style="list-style-type: none"> ●木や生け垣などの自然が持つ色(素材)とする。
		緑化	材料	<ul style="list-style-type: none"> ●極力、生け垣とする。
				<ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。

行為	事項	基準
工作物の建設等	太陽光発電施設	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。
		●設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。
		●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。
		●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。
		●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観 意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。
		●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
		●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	外観 意匠	●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
		●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

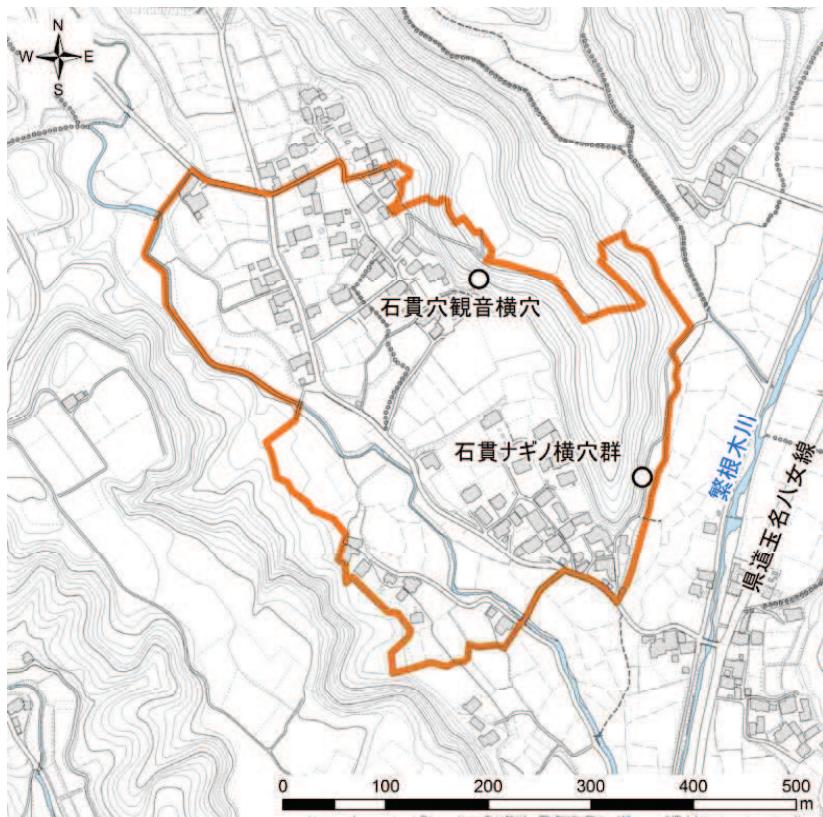
石貫安世寺地区

① 景観形成の目標

石貫穴観音横穴と集落、生業が一体として見える集落景観を守る。

- 石貫穴観音横穴は、周辺住民の手により守られている。
- 瓦屋根の伝統的な住宅や蔵が建ち並び、独特な景観を形成している。
- 高台から見える建築物と農地が調和した集落らしい景観が残されている。

② 対象地区



■ 区域

市道虎取橋福山線を中心とし、国指定文化財（石貫穴観音横穴及び石貫ナギノ横穴群）の指定範囲を含む、石貫穴観音横穴から一望できる集落を範囲とします。

■ 範囲

- ・ 玉名市石貫字鳥井川の一部、字宮ノ下の一部並びに字後田の一部で国指定文化財 石貫ナギノ横穴群の指定範囲一帯
- ・ 玉名市石貫字柳野原の全部
- ・ 玉名市石貫字安世寺の全部（国指定文化財：石貫穴観音横穴指定区域を含む）
- ・ 玉名市石貫字大平寺の一部で石貫字大平寺 2239 地先里道と山林に囲まれた範囲
- ・ 玉名市石貫字前ノ畑の全部
- ・ 玉名市石貫字大門口の全部（鮎返川を含む）
- ・ 玉名市石貫字羽山 2593 地先里道から字猿渡 2673 地先里道までの範囲で、山林と鮎返川及び市道虎取橋福山線に囲まれた範囲

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類※1		規模※2	
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 1.5m を超えるもの
		太陽光 発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超えるもの、又はパネル面積 10 m ² を超えるもの
		その他 工作物※3	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積 1 m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの	

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

⑤ 景観形成基準

行為	事項		基準																							
建築物の建築等	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 																							
		色彩	<table border="1"> <tr> <td>共通</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 </td></tr> <tr> <td>外壁 (基調色)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 </td></tr> <tr> <td>外壁 (補助色)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 </td></tr> <tr> <td>外壁 (強調色)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 </td></tr> <tr> <td>屋根</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 </td></tr> <tr> <td>材料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 </td></tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="6">敷地の緑化</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 </td></tr> <tr> <td>位置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。 </td></tr> <tr> <td>意匠</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td>色彩</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●木や生け垣などの自然が持つ色（素材）とする。 </td></tr> <tr> <td>材料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●極力、生け垣とする。 </td></tr> <tr> <td>緑化</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。 </td></tr> </table>	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 	外壁 (基調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 	外壁 (補助色)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 	外壁 (強調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 	材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。 	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●木や生け垣などの自然が持つ色（素材）とする。 	材料	<ul style="list-style-type: none"> ●極力、生け垣とする。
共通	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 																									
外壁 (基調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 																									
外壁 (補助色)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 																									
外壁 (強調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 																									
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 																									
材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。 																									
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 																								
		位置	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。 																							
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 																							
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●木や生け垣などの自然が持つ色（素材）とする。 																							
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ●極力、生け垣とする。 																							
		緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。 																							

行為	事項	基準	
工作物の建設等	太陽光発電施設	位置	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。
			●設置面から高さ 2m以上の大太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。
			●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。
			●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。
		外観	●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
		意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。
		敷地の緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他工作物	位置		●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
		外観	●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	意匠		●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩		●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮とともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化		●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採			●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
自動販売機			●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

大浜地区

① 景観形成の目標

菊池川と共に発展してきた港町の景観として、修景やしつらえを整え、風情を感じるまちなみをつくる。

- なまこ壁や漆喰が使われた、港町の名残をとどめる建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。

② 対象地区



【区域】

市道大浜橋外平線を中心とし、県道大浜小天線との交点から市道伊倉大浜線との交点までの区間とし、市道大浜橋外平線の路端から両側 20mを範囲とします。

【範囲】

- ・市道大浜橋外平線沿道のうち、県道大浜小天線との交点から市道伊倉大浜線との交点までの区間で、
- ・市道大浜橋外平線の路端から両側 20m以内
- ・敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなす

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類※1		規模※2	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 1.5m を超えるもの
		太陽光発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超えるもの、又はパネル面積 10 m ² を超えるもの
		その他工作物※3	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積 1 m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの	

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

⑤景観形成基準

行為	事項		基準
建築物の建築等	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。
	意匠		<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和や伝統的な意匠に配慮し、まとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●伝統的な港町の景観との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。
		外壁 (基調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色
		外壁 (補助色)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色
		外壁 (強調色)	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●屋根には、極力瓦を用いる。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。
工作物の建設等	位置		<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●極力伝統的な素材（漆喰、瓦、木等）を用いる。
	緑化		<ul style="list-style-type: none"> ●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。

行為	事項	基準
工作物の建設等	太陽光発電施設	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。
		●設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。
		●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。
		●屋上屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。
		●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観 意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。
		●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
		●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	外観 意匠	●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

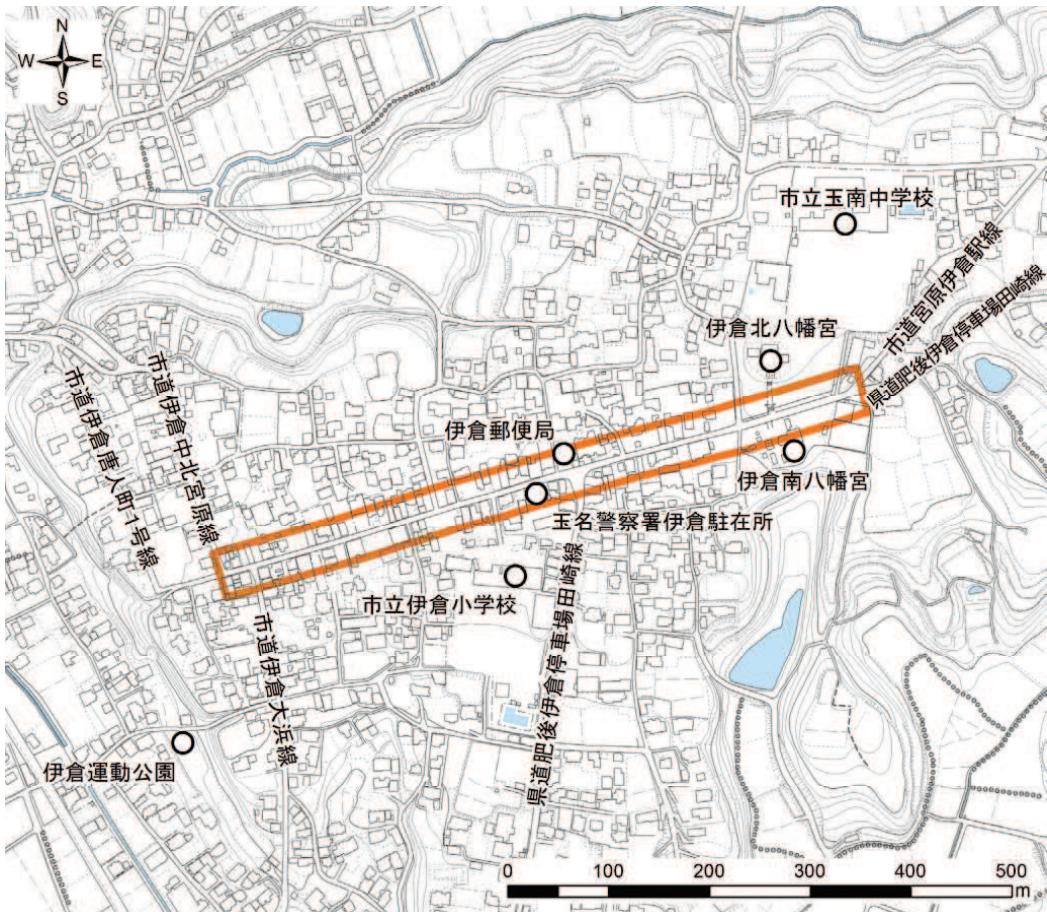
伊倉地区

① 景観形成の目標

中世に貿易拠点として発展してきたまちなみ景観として、修景やしつらえを整え、風情を感じるまちなみをつくる。

- 伊倉南北両八幡宮を中心に瓦屋根が使われた伝統的な建物が現存している。
- 建築物等の修景やしつらえの工夫がされ、味わい深い雰囲気が醸し出されている。

② 対象地区



【区域】

市道伊倉中北宮原線及び県道肥後伊倉停車場線を中心に、市道伊倉中北宮原線と伊倉唐人町1号線との交点から県道肥後伊倉停車場線と市道宮原伊倉駅線との交点までの区間とし、市道伊倉中北宮原線及び県道肥後伊倉停車場田崎線の路端から両側20mを範囲とします。

【範囲】

- ・市道伊倉中北宮原線及び県道肥後伊倉停車場田崎線沿道のうち、市道伊倉中北宮原線と伊倉唐人町1号線との交点から県道肥後伊倉停車場田崎線と市道宮原伊倉駅線との交点までの区間で、市道伊倉中北宮原線及び県道肥後伊倉停車場田崎線の路端から両側20m以内
- ・敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなす

③ 主な景観



④ 届出対象行為

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の 建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	規模にかかわらず全て	
工作物の 建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀	高さが 1.5m を超えるもの
		太陽光 発電施設	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超えるもの、又はパネル面積 10 m ² を超えるもの
		その他 工作物 ^{※3}	高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画 形質の変更	土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む土地区画形質の変更	規模にかかわらず全て	
鉱物の掘採又は土石の採取		規模にかかわらず全て	
木竹の伐採		規模にかかわらず全て	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て	
自動販売機（屋外）の設置		規模にかかわらず全て	
広告物の設置及び外観の変更		表示面積 1 m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの	

※1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

※3 その他工作物：玉名市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

⑤景観形成基準

行為	事項		基準																																	
建築物の建築等	位置		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。 																																	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和や伝統的な意匠に配慮し、まとまりのある意匠とする。 外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないようにし、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 																																	
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">共通</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の集落景観との調和に配慮するよう努める。 建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁 (基調色)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 </td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁 (補助色)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 </td></tr> <tr> <td colspan="2">外壁 (強調色)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 </td></tr> <tr> <td colspan="2">屋根</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">材料</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するような材料を使用する。 屋根には、極力瓦を用いる。 </td></tr> <tr> <td colspan="2">敷地の緑化</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 </td></tr> <tr> <td rowspan="5">外観</td><td colspan="2">位置</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td rowspan="2">意匠</td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 </td></tr> <tr> <td rowspan="2">材料</td><td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するような材料を使用する。 極力伝統的な素材（漆喰、瓦、木等）を用いる。 </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀の周囲については、極力緑化する。 </td></tr> </table>	共通		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の集落景観との調和に配慮するよう努める。 建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 	外壁 (基調色)		<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 	外壁 (補助色)		<ul style="list-style-type: none"> 周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 	外壁 (強調色)		<ul style="list-style-type: none"> 色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 	屋根		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 	材料		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するような材料を使用する。 屋根には、極力瓦を用いる。 	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 	外観	位置		<ul style="list-style-type: none"> 周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するような材料を使用する。 極力伝統的な素材（漆喰、瓦、木等）を用いる。 	
共通		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の集落景観との調和に配慮するよう努める。 建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 																																		
外壁 (基調色)		<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色 																																		
外壁 (補助色)		<ul style="list-style-type: none"> 周辺や基調色の調和に配慮する。 ※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色 																																		
外壁 (強調色)		<ul style="list-style-type: none"> 色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。 ※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色 																																		
屋根		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 暖色系色相（0R(赤)～10Y(黄)）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R(赤)～10Y(黄)以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。 																																		
材料		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するような材料を使用する。 屋根には、極力瓦を用いる。 																																		
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 																																		
外観	位置		<ul style="list-style-type: none"> 周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 																																	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 																																		
		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。 																																		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和するような材料を使用する。 極力伝統的な素材（漆喰、瓦、木等）を用いる。 																																		
		<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀の周囲については、極力緑化する。 																																		

行為	事項	基準
工作物の建設等	太陽光発電施設	●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。
		●設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とともに、そのための処置を施すように努める。
		●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。
		●屋上屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。
		●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観 意匠	●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。
		●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化	●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他工作物	位置	●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
		●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	外観 意匠	●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
		●建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮蔽及び緑化	●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。
木竹の伐採		●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。
自動販売機		●自動販売機の外観は、5Y(黄)7.5/1.5を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周囲の景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

8-3-4 特定施設届出地区

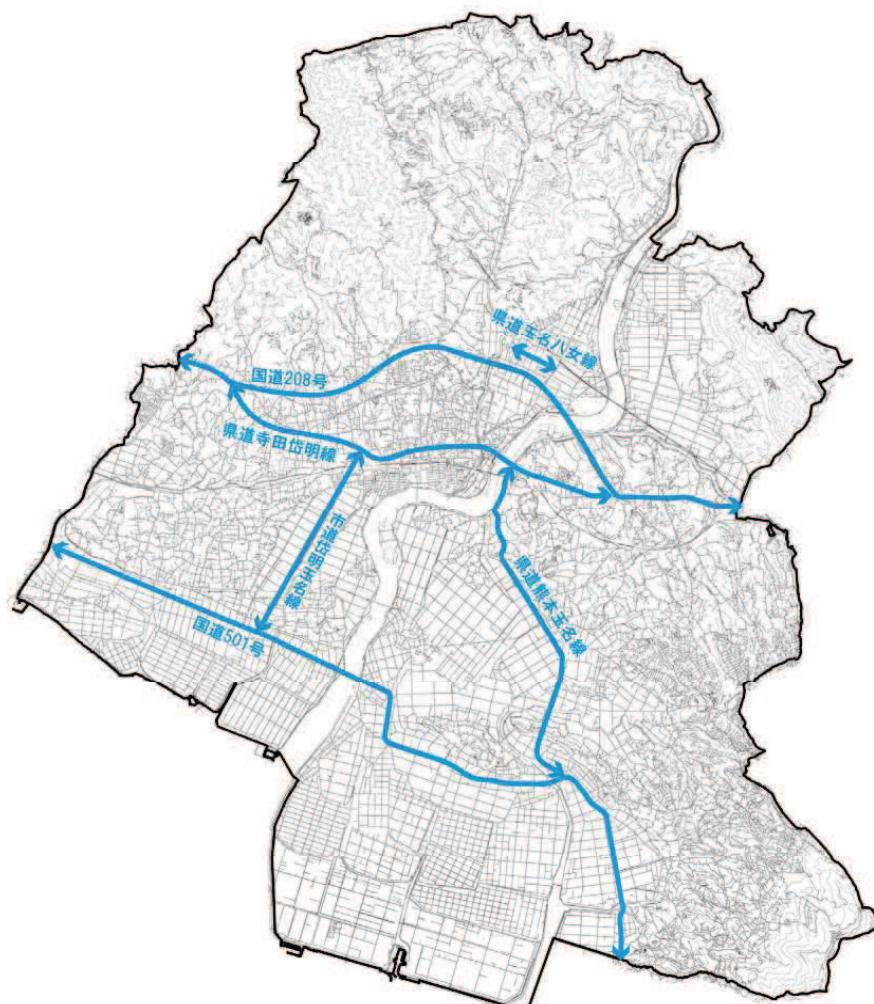
特定施設届出地区は、景観形成推進地区を除く地区を対象に、幹線道路沿線の民間施設について、良好な景観誘導を図るために指定を行うものです。本市では、次のとおり定めます。

■指定路線（景観形成推進地区は除く）

本市では、下表及び図のように5路線を指定します。指定路線の路端から両側20m以内の特定施設が、届出対象及び景観形成基準の対象となります。ただし、景観形成推進地区は除きます。

[特定施設届出地区の位置]

路線名	始点	終点	範囲
国道208号	玉名市と玉東町との境界	玉名市と荒尾市との境界	路端から 両側 20m 以内
国道501号	玉名市と長洲町との境界	玉名市と熊玉名市との境界	
県道寺田岱明線	国道208号との交点(玉名市寺田)	国道208号との交点(玉名市岱明町開田地内)	
県道熊本玉名線	国道501号との交点(玉名市天水町部田見地内)	高瀬大橋(玉名市大倉)	
県道玉名八女線	繁根木川(玉名市玉名晚次郎)	県道玉名立花線との交点	
市道岱明玉名線	国道501号との交点	県道寺田岱明線との交点	



■届出対象行為（景観形成推進地区は除く）

特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものので、以下の届出対象行為に該当する行為は、届出の対象となります。

[届出対象となる特定施設一覧]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ、貸自動車業等
旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等
事務所	事務所、不動産業、買取専門業等
広告塔、広告板	看板等
太陽光発電施設	太陽光発電施設
その他	カラオケボックス、屋上広告

[特定施設届出地区の届出対象行為]

行為の種類 ^{※1}		規模 ^{※2}	
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	行為に係る部分の床面積の合計、又は、行為に係る部分の面積の合計が10m ² を超えるもの	
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	柵・塀・擁壁等	高さが1.5mを超えるもの
		太陽光発電施設	見付高さ(パネル又は架台)1.5mを超え、かつパネル面積100m ² を超えるもの
		工作物1	高さが5mを超えるもの(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては10m)
		工作物2	高さが5mを超え、かつ建築面積が10m ² を超えるもの
		広告塔及び広告板	表示面積が1m ² を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

※1 景観法第16条第7項及び玉名市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外となります。

※2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

[工作物1、工作物2について]

工作物1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
工作物2：遊戯施設(観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等)、製造施設(アスファルトプラント、コンクリートプラント等)、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設(汚物処理施設、ごみ処理施設等) 広告塔又は広告板

■景観形成基準（景観形成推進地区は除く）

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ●隣接する施設相互において沿道からみて連携性の保てる位置とする。 ●交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ●広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ●柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ●道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ●太陽光発電施設については、敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●太陽光発電施設については、設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ●太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ●外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ●電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ●広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ●色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ●太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。

行為	基準
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化に努める。 ●駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ●建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ●広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ●スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ●敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 ●太陽光発電施設については、敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ●のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ●道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

8-3-5 眺望景観保全地区

本市には、玉名平野や菊池川、雲仙普賢岳まで見渡せる眺望点が各所にあります。これらから見える眺望は、雄大かつ圧巻であることから、本市の景観の良さを実感し、親しみや感動を持ってもらうことができます。

眺望景観は、本市の自然、農業等の生業、市民生活（日々の生活からじみ出る様相）、建築行為等※、景観まちづくりなど、景観に関わるあらゆる姿が組み合わさって見えています。

そのため、景観形成においては、建築行為等や屋外広告物そのものやその周辺だけに注意するだけではなく、眺望点から見た時の見え方についても配慮することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

このような考え方から、市全域を「眺望景観保全地区」に定め、眺望景観を意識した景観形成を推進します。

具体的な基準は設けず、景観形成の考え方を示し、景観に対する意識の醸成を図ります。

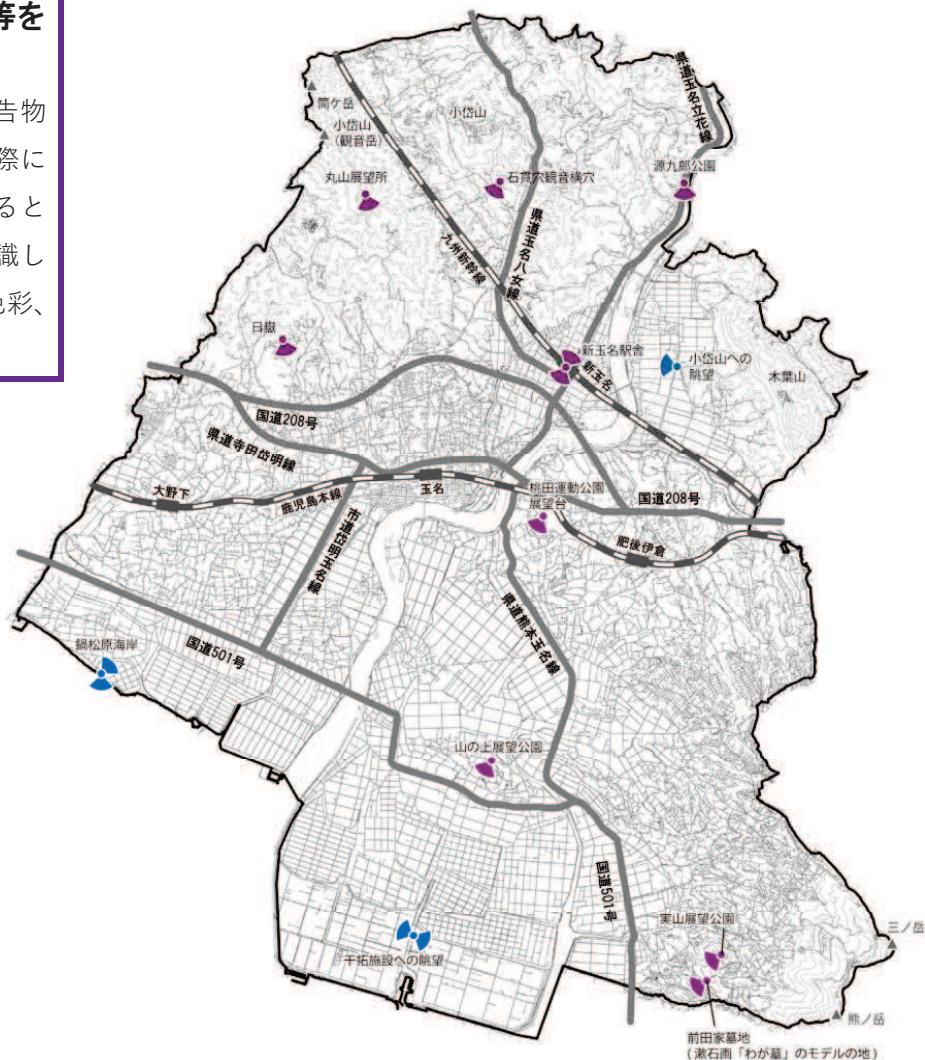
※建築行為等：一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区、特定施設届出地区における景観形成基準に定める行為及び屋外広告物の設置

■景観形成の考え方

眺望点からの見え方を 意識した、建築行為等を 行います

建築行為等（屋外広告物の設置も含む）を行う際には、周辺景観に配慮するとともに、眺望景観を意識した外観（位置、意匠、色彩、材料など）とします。

[代表眺望点(参考)]



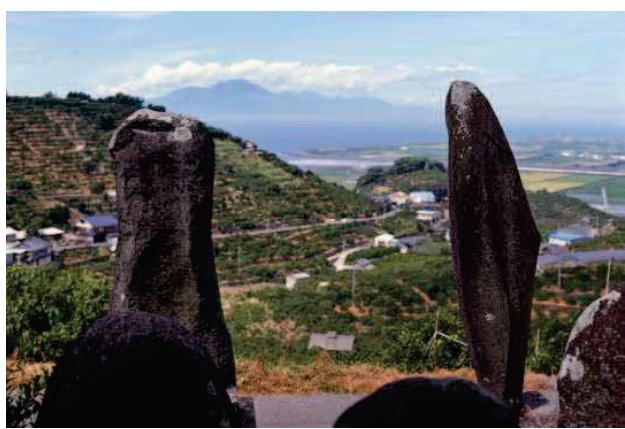
● 眺望点(傍瞰景)
● 眺望点(仰瞰景)

[景観形成上、特に大事にしたい眺望点]

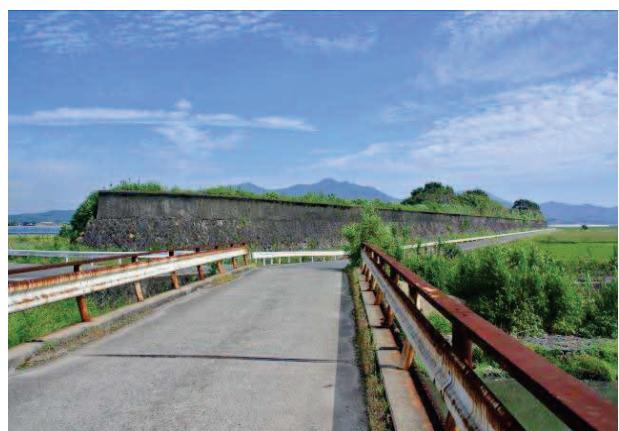
実山展望公園からの眺望



前田家墓地からの眺望



干拓施設への眺望



桃田運動公園からの眺望



石貫穴観音横穴からの眺望



日嶽からの眺望



9. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市の歴史や文化の象徴となる景観資源（建造物、樹木）を保全することは、地域の歴史や文化を守り、個性豊かな景観形成の推進につながります。

そのため、本市にとって景観上重要となる建造物や樹木については、「景観重要建造物」「景観重要樹木」として指定し、保全や活用を図ることとします。

9-1 景観重要建造物の指定の方針

- ❖ 本市又は各地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一緒にとなって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖ 景観の賞を受賞するなど優れたデザインを有し、良好な景観形成や観光振興などに寄与すると認められるもの
- ❖ 消失・滅失により、本市又は地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ❖ 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物でないこと
- ❖ 所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明又はいない場合は、この限りではない



イメージ

9-2 景観重要樹木の指定の方針

- ❖ 本市又は各地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容（樹高、枝張、幹など木の形）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ❖ 市民から親しまれている樹木であり、地域のシンボルになるなど、良好な景観形成や観光振興などに寄与する樹容と認められるもの
- ❖ 消失・滅失により、本市又は地域の歴史・文化・景観に多大な影響を与えると認められるもの
- ❖ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- ❖ 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木でないこと
- ❖ 所有者の合意が得られるもの。ただし、所有者が不明又はいない場合は、この限りではない



イメージ

参考: 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではなく、景観として優れている物に対して保全しようとするものです。ただし、以下の物件は指定の対象外とすることが規定されています。

指定できない景観重要建造物（景観法第19条第3項）	指定できない景観重要樹木（景観法第28条第3項）
文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、指定できない。	文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、指定できない。

上表以外の物件については、必要に応じて、景観重要建造物及び景観重要樹木への指定検討の対象となります。

景観重要建造物、景観重要樹木に指定されると、これらの所有者及び管理者は、景観が損なわれないように適切に管理し、現状を変更しようとするとときには市長の許可を得る必要があります。

10. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、景観を阻害する要因としてあげられることが少なくありません。屋外広告物は、形、色彩、意匠（デザイン）、大きさ等多種多様であり、人々の日常生活や経済活動等にとって大きな役割を果たすとともに、まちなみの賑わいを持たせることができる反面、無秩序な掲出は、まちなみ景観に悪影響を与えることがあります。

このことから、屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、屋外広告物に対する基本方針を定めます。

なお、具体的な許可基準等は、「熊本県屋外広告物条例」で定める内容となります。

[基本方針]

- ❖ 屋外広告物の景観に与える影響や効果、注意点等について、市民・事業者に周知します。
- ❖ 屋外広告物は、建築物や工作物と一体となって、周辺のまちなみ景観や田園景観、山林景観等との調和を図り、質の高い景観形成となるよう誘導します。
- ❖ 屋外広告物の意匠・色彩・大きさ・位置等を工夫し、無秩序な掲出とならないよう注意し、まちなみ景観において、人々に不快感を与えることのないよう、掲出を誘導します。
- ❖ 景観形成推進地区や景観形成準備地区、人が多く集まる観光地・観光施設においては、特に景観に配慮したものとなるよう誘導します。
- ❖ 屋外広告物の表示面積や掲出数については、できる限り最小限とし、屋外広告物の集約化や色彩の工夫を行うなど、全体のバランスに配慮するよう誘導します。

11. アクションプラン（協働の景観づくり）

11-1 アクションプランの考え方

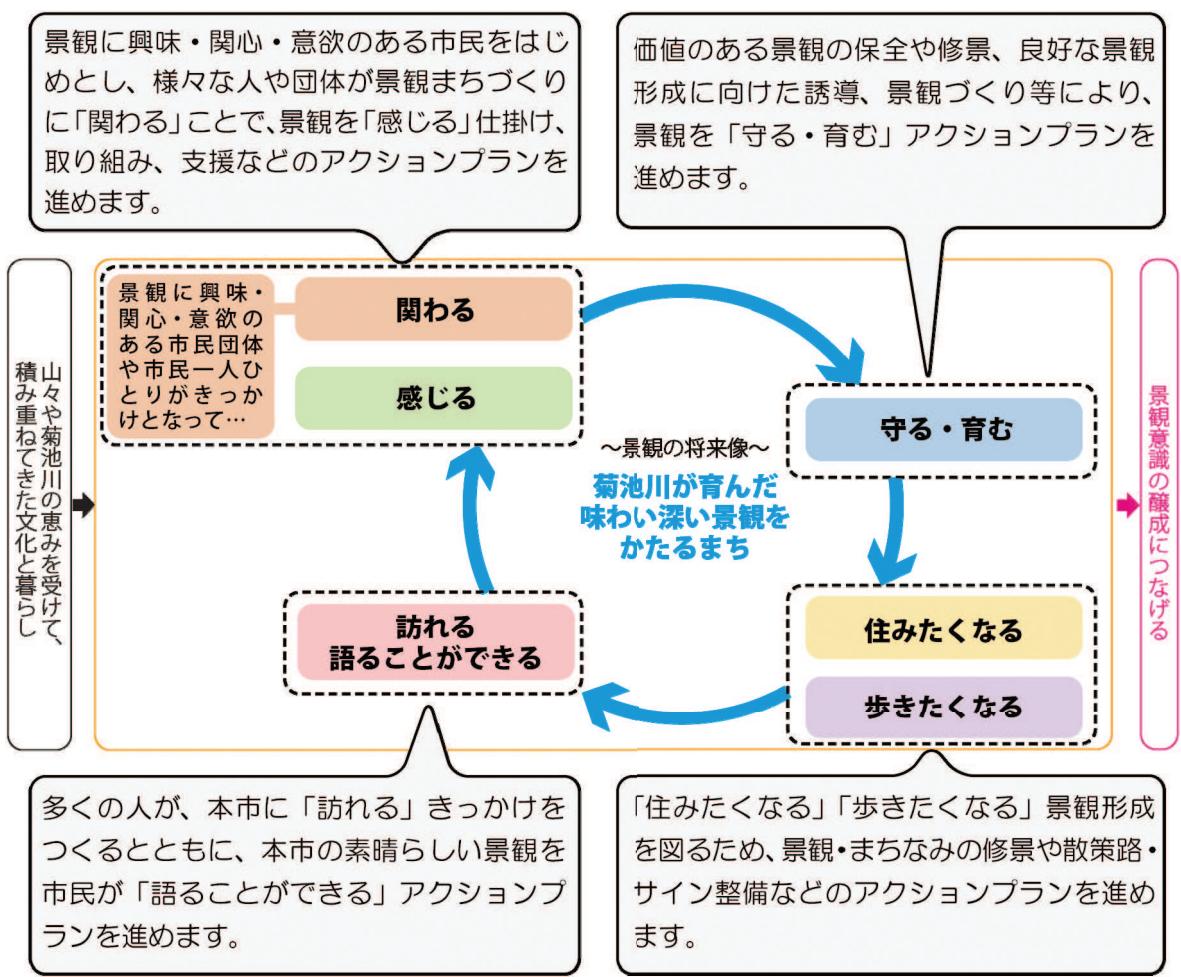
良好で魅力的な景観形成は、行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事です。

景観まちづくりにあたっては、景観の将来像とその考え方や景観方針、景観形成方針と関連づけて以下に示す具体的取組メニューを、地域の実状に合わせて複数組み合わせて、進めていくことが効果的です。

《景観の将来像とアクションプラン》

魅力的な景観をつくるためには、景観の将来像等を踏まえて、事業を進めていくことが大切です。

地区によって景観形成の進み具合は異なりますが、アクションプランに取り組むことで、景観形成に「関わる」人や景観を意識し、「感じる」人を増やし、景観を「守る・育む」ことにつなげ、玉名市に「住みたくなる」「歩きたくなる」と思われるよう工夫し、市民や来訪者が「訪れる」「語ることができる」ように、景観の熟度を市全体で高めていくことを目指します。



11-2 アクションプランの内容

市は、国や県と連携しながら、道路や河川等の管理者として適正な維持管理による安全の確保や景観美化に努めます。

また、地域に根ざした良好な景観形成を進めるため、以下に示すアクションプランに基づき、市民や地域活動の支援、協働による取組等を積極的に行います。

11-2-1 アクションプランの内容

関わる

感じる

につなげるアクションプラン

■景観美化活動の推進

玉名市
全域

随時

市民や団体等のボランティアによる菊池川堤防の除草や保全活動等を今後も推進します。

また、校区まちづくり委員会や子ども会、老人会等による、花の拠点づくり事業を活用した花壇づくりや校区美化活動等を推進し、景観資源やまちの美化を進めます。



■景観ボランティア団体への活動支援

玉名市
全域

随時

景観まちづくりにおいて、主体的な地域づくり活動を行っている団体の活動や取組について、引き続き支援します。

■大学との連携と研究・教育の場の提供

おすすめ
高瀬・
裏川

おすすめ
山田日
吉神社
周辺

おすすめ
石貫
安世寺

おすすめ
大浜

おすすめ
伊倉

おすすめ
玉名
温泉街

随時

高瀬裏川や高瀬のまちなみ、JR 玉名駅、古墳、横穴群などの景観資源について、大学等と連携し、研究の題材や教育のフィールドとして活用します。

また大学と連携した景観資源の掘り起こし、新たな魅力の創出を進めます。

■世代間交流による地域の伝統行事・祭事の伝承

玉名市
全域

随時

本市の歴史や伝統行事・祭事の文化・風習など、景観資源の価値を後世に継承するため、世代間交流を活発化し、歴史や文化・まつり、景観資源の価値の継承を図ります。

■魅力的な景観イベントの実施

玉名市
全域

随時

本市の景観資源に関して市内外の人々に興味・関心を持ってもらうため、菊池川でのイベントや景観ツアーの実施など、景観を絡めた魅力的なイベントを実施します。



■玉名かるたを活用した取組の展開

玉名市
全域

随時

本市では、市内外から絵札を募集し、平成31年に「玉名かるた」を作成しました。この「玉名かるた」を使った「玉名かるた大会」の開催や「玉名かるたでまちあるき」の動画配信、景観教育等を行っています。

玉名かるたは、家庭や学校、学校行事等において、景観に関する興味関心・意識向上に資する気軽なツールとして、幅広い活用が期待されており、今後も継続した展開を図っていきます。



■景観に関するコンクールやコンテストの実施

玉名市
全域

短期

「玉名市観光フォトコンテスト」など、景観に関するコンクールやコンテスト、「景観100選」の実施により優れた景観資源や景観まちづくり活動を評価し、表彰を行います。



■水辺空間を活用したイベント等の実施

玉名市
全域

随時

本市を流れる菊池川や繁根木川、有明海などの水辺空間は、花火大会や高瀬裏川しょうぶ祭り等のイベントやスポーツ利用、緑豊かな癒しの場としての日常的な利用等で活用されています。

これら水辺空間の活用や清掃活動による保全等を促進するとともに、SNSを使った積極的な情報発信等と併せ、今後も継続した展開を図ります。



■眺望点の設定・整備

玉名市
全域

中期

本市の良い景観を望むことができる視点場や眺望点の掘り起こしと眺望点周辺の環境整備を行います。

■SNSを活用した情報共有・発信

玉名市
全域

随時

景観の要素は、日々の生活や生業など、普段の日常で構成される身近なものです。市民一人ひとりが、本市の魅力ある「身近な」景観に気づき、発信者となってSNS（利用者同士がインターネット上で交流できるサービス）等で広げていくことも、玉名らしい魅力的な景観を高めることにつながります。

また、本市におけるイベントや各種情報の発信については、市ホームページや広報による周知だけでなく、SNSの積極的・効果的な活用を図ります。

守る・育む

につなげるアクションプラン

■景観資源の文化財指定の推進

玉名市
全域

随時

旧玉名干拓施設や石貫穴觀音横穴、山田の藤をはじめとした、歴史的・文化的価値の高い史跡・文化財・天然記念物等について、自治会や保存会等による、適切な維持・保全のための取組を推進します。

また、歴史的・文化的な価値があると認められる景観資源について、文化財としての選定を推進します。



■屋外広告物の誘導

おすすめ
高瀬・
裏川

おすすめ
新玉名
駅周辺

おすすめ
玉名
温泉街

おすすめ
横島
千拓

玉名市
全域

随時

まちなみの連続性や統一感に配慮したものとなるよう、屋外広告物条例を踏まえ、屋外広告物の表示や掲出に関して誘導します。

■景観重要建造物・景観重要樹木の選定

おすすめ
山田日
吉神社
周辺

玉名市
全域

短期

地域のシンボルとなるような、景観上重要な建造物や樹木について、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に選定します。

■景観重要公共施設の設定

玉名市
全域

短期

良好な景観を形成していく上で重要な公共施設については「景観重要公共施設」に選定します。

■地産地消の推進

おすすめ
横島
千拓

玉名市
全域

短期

農林水産業の振興を進めながら、市民が地産地消を意識し、地域の農産物を積極的に購入することで、農林水産業を支え、美しい農地の景観を育み、守ります。

■文化的景観（文化財保護法）の検討

玉名市
全域

長期

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものについて、「文化的景観」の指定に向けた検討を行います。

住みたくなる

歩きたくなる

につなげるアクションプラン

■歴史的な景観・まちなみの修景

おすすめ
高瀬・
裏川

おすすめ
大浜

おすすめ
伊倉

おすすめ
玉名
温泉街

随時

本市に残る歴史的なまちなみ等の価値について調査を行い、資源の掘り起こし、意識の向上、景観形成の推進を図ります。

さらに、歴史的な景観・まちなみを再生・保全し、良好な景観を創出するため、歴史的な景観・まちなみに対し、修景に取り組みます。

■景観資源をみてもらうためのサイン整備

玉名市
全域

中期

景観資源の視点場や、その位置などをサインにより、来訪者にわかりやすく伝える案内板の設置等を行います。

また、本市の歴史史跡や街、自然などを楽しむコースとして設定したマラニックコースについては、案内板設置によるPRを進めます。

■玉名の景観と歴史を楽しめる景観散策ルートの整備

玉名市
全域

中期

菊池川とともに発展した歴史的景観を散策するルートや、古墳、横穴群など、山の恵みにより発展した景観を散策するルートなど、その歴史性を踏まえ、優れた景観資源をつなぐルートやネットワークを設定し、散策路（フットパス等）等の整備を進めます。

また、地域による、ホタルの生息環境の保全や登山道の整備・美化活動など、地域の特徴的な景観散策ルート整備を推進します。

**訪れる
語ることができる** につなげるアクションプラン

■玉名の景観・歴史を語り伝える人材の育成

玉名市
全域

随時

玉名の景観や歴史を知り、語ることができる人材を育成し、玉名の景観や歴史を紹介する「景観ガイド」や玉名の景観を守り育てる、「景観コーディネーター」を育成します。

景観に関する勉強会や、玉名の歴史・文化・知識を問う「ご当地検定（玉名人検定等）」の実施等により本市の優れた歴史や景観を地域内外にPRできる人材の育成を図ります。

■景観資源を管理・保全するための枠組みの構築

おすすめ
石貫
安世寺

おすすめ
横島
千拓

玉名市
全域

短期

地域の魅力的な景観資源を住民やまちづくり団体等が協働して、維持・管理に取り組みます。

高齢化や担い手不足により、景観資源の維持・管理が困難な地域については、地域と協働して、地域の担い手やコミュニティ等を維持し、景観資源を継承していく方策を検討します。

■市民への景観まちづくりの周知と啓発

玉名市
全域

短期

市民一人ひとりが「景観を良くしよう」とする考え方が浸透するよう、景観づくり交流会や景観に関する研修会を実施し、景観や地区の歴史を磨き、守ろうとする意識づけを行うとともに、景観づくりの担い手を育成します。

■学校教育における歴史・景観教育

玉名市
全域

短期

「玉名学」による、地域の歴史や景観資源を学ぶ授業や景観ボランティアの体験・実施、団体による出前授業などにより、地域への愛着と景観づくりに対する意識の醸成を図ります。

■景観フォーラムの実施

玉名市
全域

短期

市民に対し、景観づくりの意義や役割を伝え、景観づくりに対する意識醸成を図る景観フォーラムを実施します。

■景観資源・景観まちづくり等の情報発信

玉名市
全域

短期

地域内では、景観づくりに関する取組や勉強会、イベント等に参加を促すため、「広報たまな」やSNS等を活用した情報の発信を行います。また、地域外に向けては、玉名の優れた景観資源を認知してもらうため、景観ポータルサイトの開設やパンフレットを活用した景観資源の紹介等を行います。

さらに、「玉名イチオシ景観」の募集等を継続して実施し、新たな景観資源の掘り起こしや横断的な展開を図ります。

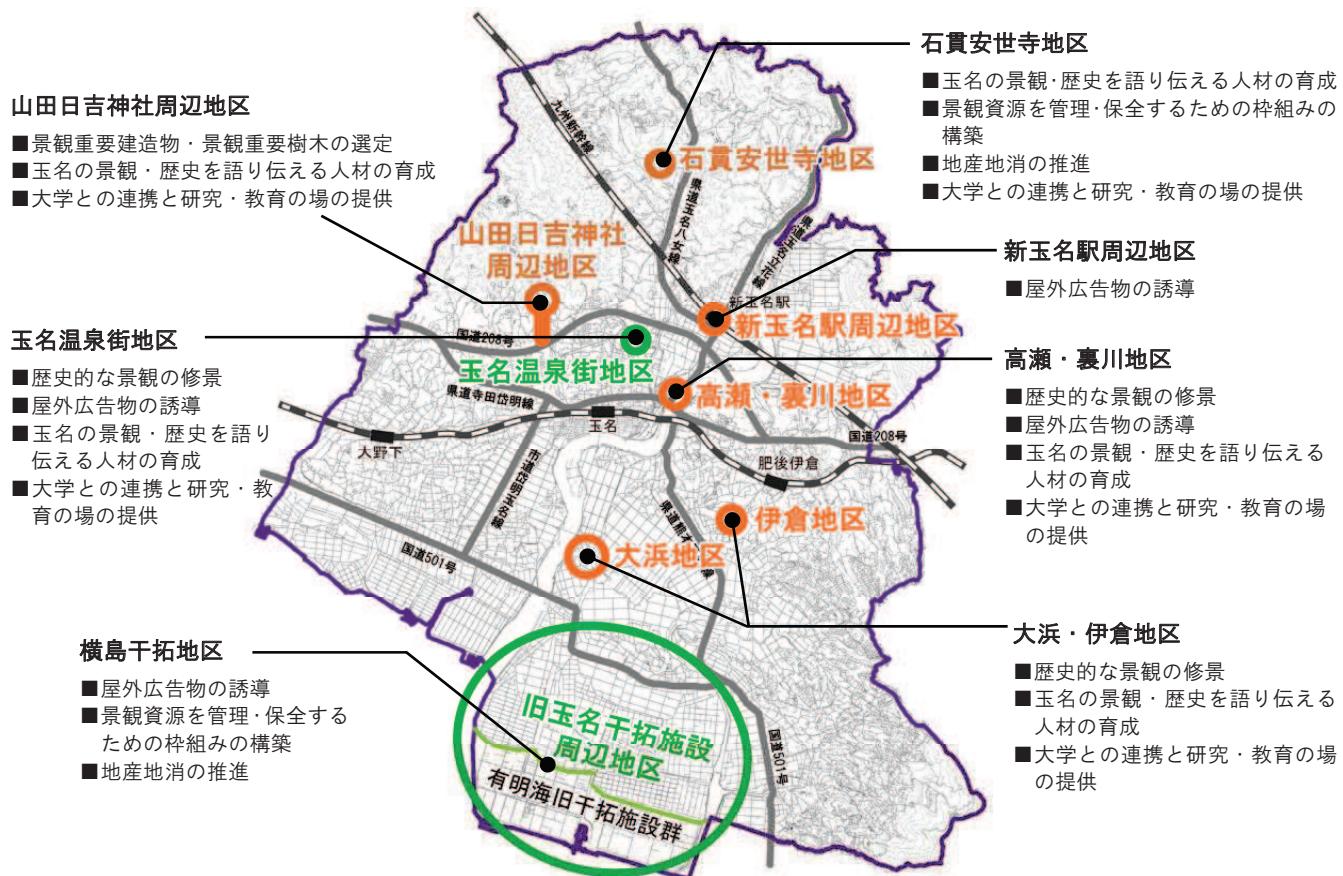


11-2-2 地区別のアクションプラン

地区の実情に合わせて、複数のアクションプランを組み合わせて実施することが効果的です。

以下に、景観形成推進地区と景観形成準備地区において効果的と考えられるアクションプランを示します。

[地区別のアクションプラン例]



12. 計画の推進に向けて

景観計画に基づく景観まちづくりの実現のためには、社会情勢等の変化に対応しながら、市民や行政が連携しながら継続して取り組んでいくことが重要です。

計画の実効性を高めるためには、景観計画策定後の取組実施と、実施状況の把握、実施内容と効果の検証、見直しといった進行管理の仕組み（PDCA サイクル）が必要です。今後、効果的な景観まちづくりの推進に向けて、PDCA サイクルに基づき、必要に応じて計画の見直しを行います。

